

都市・環境常任委員会
決算・予算常任委員会都市・環境分科会

(令和2年9月1日)

○ 谷口周司委員長

おはようございます。昨日に引き続きまして進めさせていただきたいと思います。

小林委員につきましては、欠席との連絡をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 谷口周司委員長

それでは、本日は予算常任委員会都市・環境分科会として、環境部の補正予算から始めてまいりたいと思います。

それでは、追加資料の説明からお願いをいたします。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。昨日に続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

資料につきましては、タブレットは、05、8月定例月議会、07都市・環境常任委員会の002環境部（関係資料）の35分の22ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

伊藤委員からご請求のありました北部埋立処分場浸出水処理施設整備事業に関しまして、実施計画業務の請負業者とボーリング調査を担当する下請業者の関係が分かる資料をという事でまとめたものでございます。

当該設計業務につきましては、条件付一般競争入札を経まして、津市の株式会社日本インシーク三重営業所と契約をいたしました。契約日は令和元年の11月27日で、業務の概要は、ボーリング調査を含みます地質調査とプラントの設計、それから、付随業務としまして、三重県への届出が必要な廃棄物処理施設軽微変更届出書の作成業務を一括して行うものでございます。

契約上の相手方は津市の三重営業所となっておりますが、実際には大阪府の本社の社員が本件の業務を担当する技術者となり、ボーリング調査についても、日頃から取引のある

大阪の会社に下請を依頼していたものであります。

ところが、新型コロナウイルス感染拡大に伴います緊急事態宣言による移動制限によりまして担当技術者及び下請業者が本市内の現場に入ることができず、結果として調査完了が遅れたものでございます。

説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 伊藤嗣也委員

このような事態というのは民間企業でも多数起こっておるわけですが、契約した時点では想定されていなかったわけですね。この日本インシークというのは、もう日本中に営業所があると言っても過言ではない大きい会社ですよ、専門性がある。ただ、一つだけ気になるのは、このボーリングですか、地質調査が、本社がみなコントロールしているわけですか。要は、三重営業所に発注して、ボーリング調査って、そんな特殊なものでもなく、一般的な工事の事前の段階では、やれるところってたくさんあると思うんですけども、本市としてね、要は、大阪の業者って今まで取引があるという契約先の説明のみであって、例えば県内の業者ということを検討したとか、何か契約相手先とどのような話が。要は、一方的に、大阪本社に任しています、いつも使っている業者は大阪府です、だからできません、それだけのことやったら、ちょっと味気ないかなと思うんですけど。

○ 中山生活環境課長

今、伊藤委員のお言葉にもありましたが、この11月27日のタイミングではコロナウイルス感染症というものは、多分意識としては全くなかった状況でございます。

そんな中で、今おっしゃられたように契約履行に対するリスク管理と申しますか、リスクコントロールと申しますか、そういった視点が当時あったかという点、正直申し上げて、そこまでの深読みと申しますか、リスクをコントロールするという意識は私どもにもなかったですし、これ、工事に関しましては、営繕工務課さんに執行委任をしてお願いしておるわけですが、そこまでのものがなかったと思います。

ただ、今回コロナ禍ということで、こういった非常に予想だにできなかったようなことも起こり得たわけですので、今後そういったことで工事が遅れる、あるいは設計が遅れるといったこともどこか念頭に置きながら、なるべくそういったリスクを下げられるような方向での契約、こういったことは私どもだけではなくて、環境部として申し上げることではないかも分かりませんが、そういったリスクがあるということがはっきりしましたので、契約におきましてそういったリスクを抑制する工夫をしていくというところは検討の余地があろうかなと思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

また、技師といいますか、専門性を持った方も当然大阪府ですよ。下請も大阪府、技師も大阪府という、今、県内の事業所でも全て大阪府の業者は出入り禁止ということで工事が全て止まっています。本市においても、この案件については大阪府の人間を入れるわけにいかないので、コロナのこの状況を見ると、ずっとこれ、ストップの状態が続くと想定できるんですけど、それでいいのか、善後策を何か考えておられるのか、どうなんですかね。

○ 中山生活環境課長

実施設計業務についてということによろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

ここに書いてある業務概要が、その相手に契約されておるわけですね。だけれども、一番最初のやつが進まんだら、次、全部行かないわけですよ。四日市として大阪府のこの技術担当者、下に書いてある担当技術者とか下請さんをどのタイミングで入れるかというのは、はっきりしないと思うんです。だから、私は、そういう決め事が、あるんかないかも分からないので、ずっとこれ、今の状態やと難しいんじゃないのかなと思うんですけど。

○ 中山生活環境課長

この実施設計業務、今、お話し申し上げました業務概要として地質調査、ボーリング調査も含めて、それから、処理プラントの設計、あと、県への届出書の作成、この業務につ

きましては、先月8月の下旬に完了しております。

当初、ボーリング調査は大阪府の下請業者さんでということ、コロナ禍の影響で現場に来れないというところで。現場に入ることができる、要は移動制限が外れて大阪府の業者さんにも来ていただけるというような状況になったときには、このボーリングを担当しておる業者は、ほかのボーリング調査なり何なりに取られていってしまっておったものですから、別の事業者さんに、この元請のほうから別の業者さんを下請に入れてボーリング調査については完了したということでございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、その業者さんは、どこの業者さんですか、所在地。

○ 中山生活環境課長

私どもが聞いておりますのは、岐阜県の業者さんと伺っております。

○ 伊藤嗣也委員

そうですか。いや、それならいいんですわ。心配しておったのは、やはり業務が停滞して進まないというのを心配していたもので、市にとって大事なこともんで、できる状態を模索していただく必要があるかなと思ったんですけど、そうやって岐阜県の業者さんで進んでおるんでしたら。

そうすると、次の処理プラントの設計とかもろもろ、下の二つの項目も進んでおるということで理解してよろしいのでしょうか。

○ 中山生活環境課長

この三つの業務、全ての業務、既に8月の末で完了をしております。実施設計が終わったものですから、今回補正予算で債務負担行為を、工事請負費に、あるいは現場管理の委託料について債務負担行為の設定を今回の議会をお願いしておるということでございます。

○ 伊藤嗣也委員

私の何か勘違いやったかも分かりませんが、既に終わっておったということで。

それでしたら何ら問題ございません。頑張ってください。よろしくお願いします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、質疑はこの程度とさせていただきます。

では、討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

別段、討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行ってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

全体会に送るべき事項につきましては、採決の後、確認をさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、反対表明もありませんので、簡易採決に行いたいと思います。

議案第25号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
全体会に送るべき事項につきましては、いかがでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会もなしということで確認をさせていただきます。
では、以上で、議案第25号一般会計補正予算、環境部所管部分につきましては、審査は終了とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

続きまして、都市・環境常任委員会として、議案第35号動産の取得についての審査を行ってまいります。議案聴取会で追加資料の請求がございますので、説明をお願いいたします。

議案第35号 動産の取得について

○ 中山生活環境課長

引き続きよろしくお願いたします。
資料につきましては、先ほどの続きで、35分の24以降となります。順次ご説明を申し上げます。
まず、森委員からご請求のございました購入予定の自走式二軸剪断型クラッシャと現行の機種を比較して、故障対応や安全性が改善されたことが分かる資料ということでまとめたものでございます。

故障対応につきましては、現行機種が平成4年式ということで既に部品の供給が行われ

ていない状況であるのに対し、新機種では当然ながら部品の供給体制が整っており、さらには部品そのものが国内製でございまして、故障時の対応にも問題がないものと考えております。

また、安全対策に関しましても、無線リモコンによる遠隔操作が可能であり、非常時の緊急停止ボタンも3か所、さらにはインターロック機能と呼ばれます安全装置も搭載されており、従来よりも安全性は格段に向上しております。

本日、中日新聞、ご覧になった方もおいでになると思うんですけども、実は、伊賀市の民間の産廃事業者さんの中間処理施設におきまして、破砕機に作業員さんが巻き込まれて残念ながら亡くなるというような事故が発生したということが新聞に載ってございました。ちょっと、この記事、コピーして持ってきたんですけど、要は、破砕機、これが自走式か据付けかはちょっとはっきりしませんが、同じような機能の、大きさはよく分かりませんが、破砕機の横に足場を組んで、その足場の上からその破砕機の投入口、ホッパに向けて材木とか板とか木製のものを放り込んでおる作業をしておったと。ところが、多分誤って落ちてしまって巻き込まれたということで、想像すると非常に凄惨な状況だったんだろうなというふうなことでございます。

じゃ、私どもで、これ、作業をするときにどうかというと、私どもは、金属類とか、あるいは、家財等による材木等を、この破砕機でもって処理をしようと思っております。それらの廃棄物は、地べたに置いてございますので、その地べたに置いてあるやつを、結構上のほう、ホッパって高いところにありますので、よっこいしょと持ち上げる、人力では無理なので、今回このクラッシャと一緒に油圧のショベルも買わせていただいております。こちらは総額で1000万円ちょいでございますので、議案としてお示しはしておりませんが、その油圧のパワーショベルの先っぽをハサミみたいなのが、ご覧になったことがあると思うんですけども、これをつまんで、その破砕機のホッパに放り込むということで、人力でやることは決してございませんので、こういった悲惨な事故というのは四日市におきましては起こり得ないということでございます。

続きまして、35分の25をお願いいたします。

山口委員からご請求のありましたこの自走式二軸剪断型クラッシャ、破砕機と申しておりますけれども、この破砕機の購入費と、あと、金属類の処理費用の比較に関する部分と、それから、破砕機を導入することで得られるメリットに関します資料でございます。

まず、費用の比較でございますけれども、令和元年度の金属類の処理費は、総額で7400

万円あまりでございます。処理量は1430 tでありました。このうち、仮に1割をこの破砕機で処理すると仮定いたしますと、6.3年で破砕機の取得価格に達するということになります。机上の話でございますが。これに破砕機の刃の交換でありますとかメンテナンス費用を加味しましても、おおむね10年程度で破砕機の取得費用は回収できると見込んでおりました、この破砕機自体の耐用年数が15年程度であることを踏まえますと、十分にコスト面でもメリットはあると考えております。

また、経済性以外にも埋立処分場の延命化や、近年頻発する水害などの災害時にも活用が期待できるところでございます。

資料のほう、ちょっとめくっていただいて、35分の26ページのほうに災害時の対応としてカラー写真をつけさせていただいております。左側が熊本地震、それから、右側が平成30年の西日本豪雨。このメーカーさんに伺ったところ、こういった災害が起こった現場におきましては、その後、この移動式のクラッシャを購入された事例が非常に多いということでございます。私どもも、こういう災害がないに越したことはないんでございますけれども、万一こういったことが起こって災害廃棄物が多量に発生した場合におきましても、この破砕機を使って迅速に処理が可能というふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございます。また、事故の例も挙げていただいて、安全性を確認できる資料を頂きました。

この機械を購入するに当たって、あと、もう一つ大事なものは、操作するときの講習をちゃんとしたり、定期的なメンテナンスとかそういうのが出てくると思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

現行機種、平成4年式のものが今もございまして、こちらについても操作をする職員が、ほぼ専任でおります。ですので、操作には十分に技術的、あるいは慣れというものもございまして。その上で、今申し上げたとおり遠隔操作も可能でございますので、操作上、油断することはあきませんけれども、全く初めて使うというわけではございませんので、安全性に関しては十分な担保があるのかなど。ただ、機械が機械ですので、何か事故が起これば、もう即、人の命に関わりますので、その辺りは十分注意して対応するように、意識づけについても十分に徹底を図ってまいりたいと思っております。

○ 森 康哲委員

できれば、定期的に、やはり意識づけが行えるような研修であったり、また、講習、他市の事例を見たり、こういうふうに行っているよということも大事だと思うんですよ。そういうところで常に新しい意識を持てるようお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○ 山口智也委員

おはようございます。資料、ありがとうございました。

今回のこのメリットについて、資料でよく整理をしていただいて、理解させていただきました。おおむね10年間でコストは回収できると。耐用年数が15年程なので、そこでも5年程の差があるので、その分は浮いてくるということだと思うんですけども。

この耐用年数15年ですけども、今現在の機種でも平成4年から使っているんで、もう20年以上使っているということなので、実際は、もっと15年以上使う可能性があるということでもよろしいんでしょうかね。

○ 中山生活環境課長

今、山口委員おっしゃっていただいたように、今の現行機種が平成4年式でございますので、もう二十六、七年使っているということで。

ただ、当初の持っておったポテンシャルといいますか性能を現状有しておるかということ、それはちょっと、はっきり言うて100%の能力は現状キープされていないと。かつ、故障すると部品がない可能性が非常に高いというところがございますので、耐用年数的に、じゃ、26年も7年もあるのかということ、ちょっとそこは、そこまでの耐用年数というのはち

よっと難しいかなと思ってございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

これから大きな災害もあるかも分かりませんので、その使う頻度によって差は出てくると思うんですけれども、そこはよく分かりました。

あと、もう一つのメリットとしては、埋立処分場の5%程度削減ができるということなんですけれども、これ、大体ざっくり南部埋立が何年程度延命につながるかというのは、そこは少し試算は難しいでしょうか。

○ 田中環境部長

今、南部の埋立処分場でございますけれども、今、あそこ、三つの区画が計画されておりました、第1区画はもう既に埋立てが終わっております。現在、第2区画と呼ばれる部分の埋立てを行っております。その残っている部分が3万 m^3 少し残っておるということでございます、まだ手をつけてございません。用地はもう取得済みでございますけれども、残りの第3区画というのが17万 m^3 残っておりますので、今、全体としては、既に整備済み3万 m^3 、未整備が17万 m^3 というふうになっております。

そして、大体1000 t 埋めると何 m^3 になるのかということなんですけれども、雑多がもう1 t、1 m^3 とさせていただくと分かりやすいかもしれませんが、埋立量は大体1000 m^3 から1500 m^3 ぐらいが一般的に多いものですから、それから見ていくと、どうでしょう、中で分解していくものもございますので、20年から30年はもつのかなということでございます。単純、腹いっぱい埋めれば。ただ、その手前で、もう次の第3区画の整備をしておかないと引継ぎができませんというような問題がありますけれども、現状の埋立量をやっていく部分については、当面はもう手をつけなくても、災害がなければという前提ではありますけれども、大丈夫というふうに考えております。

○ 山口智也委員

ありがとうございました。

埋立ても、災害が起こると、ここで一気にまた状況が変わってくると思いますので、今回の破碎機の果たす役割というのも非常に大きいということは理解をさせていただきますし

た。

もう一点、これはもう全く別の話なんです、資料とも関係ないんですけども、今回、単純にちょっと感じましたのが、非常にこういうのは高価なものなので、消防車両とかあいう特殊な車両というのはいくらも千万円単位で、このぐらにかかるといのは理解をさせていただくんですけども、非常に4700万円という高価なものですし特殊な機械ですので、もし可能であれば、施設見学の際に、市民の方とか子供たちの社会見学などで、もし、見学が可能であれば見せていただくようにすればどうかなというふうに感じたんですけども、そこはなかなか、どうでしょうか、難しいところですかね。

○ 中山生活環境課長

生活環境、中山でございます。

このクラッシャで木材等々を剪断して破壊をしていく中で、私どもその現場を直接見たわけではございませんが、ひょっとして破片が飛び散ったりとかそういったリスクも若干あるのかなというところも踏まえながら、安全性には十分配慮して、そういった見学に対応していくということも検討させていただきたいと思います。

○ 山口智也委員

安全が確保できればという前提で、もし可能であればというところで、検討だけでもお願いできればと思います。適切な管理、メンテナンス、使用を、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、質疑もないようでありますので、質疑につきましてはこれまでとさせていただきます。

では、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言を願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論も別段ないようでありますので、これより採決を行います。

反対表明もございませんので、簡易採決より行います。

議案第35号動産の取得について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

以上で、議案第35号動産の取得につきましての審査は終了となります。

[以上の経過により、議案第35号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

10 : 25 休憩

11 : 20 再開

○ 谷口周司委員長

では、ただいまより審査順序に基づきまして、スポーツ・国体推進部の審査を行ってまいります。

では、まず、スポーツ・国体推進部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

おはようございます。スポーツ・国体推進部でございます。9月になりましたけれども厳しい暑さが続いておる中で連日の審査になりますが、どうかよろしく願いをいたしま

す。審議でいただいたご意見につきましては、今後の事業展開に可能な限り反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

本日は、決算認定のほかに、中央緑地の駐車場の整備に係る工事契約議案1件のご審査をお願いしております。

なお、追加資料につきまして、皆様への配信後に一部誤植が分かりましたので、差し替え版をお送りさせていただいておりますことを、まずもっておわびを申し上げます。

それでは、追加資料の差し替えのほうになりますが、順次できるだけ簡潔かつ丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分）

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費（関係部分）

○ 谷口周司委員長

では、ここからは、決算常任委員会、都市・環境分科会といたしまして、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定に係るスポーツ・国体推進部所管部分の審査を行ってまいります。

では、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。よろしくお願いいたします。スポーツ課所管の追加資料について説明させていただきます。

説明に入る前に、資料に差し替えがありましたこと、重ねておわび申し上げます。どうもすみませんでした。

資料は、タブレット05、8月定例会議、07都市・環境常任委員会、003差し替えスポーツ・国体推進部関係資料、都市・環境常任委員会関係資料をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

22分の4をご覧ください。

委員長から請求をいただきましたスポーツ推進委員について、不用額の内容、活動実績、指導員の一覧について説明させていただきます。

最初に、不用額の内容ですが、スポーツ推進委員の定数である90名分の報酬を予算計上していましたが、3月31日現在において17名の欠員が生じており、欠員分のスポーツ推進委員の報酬及び被服や事務用品などの需用費、スポーツ安全保険加入用の役務費などの経費が不用となりました。なお、スポーツ推進員の報酬につきましては、月額4000円となっております。

次に、スポーツ推進委員の活動実績でございます。

スポーツ推進委員の活動には、個々に取り組むもの、それと、協議会としてスポーツ推進委員が協力して取り組む活動がございます。

個々の活動といたしましては、地域でスポーツ行事、スポーツ活動に係る実技指導や、学校施設開放に係る連絡調整、総合型地域スポーツクラブの育成などがございます。

また、協議会としての活動といたしましては、四日市市民交流グラウンド・ゴルフ大会など全体で取り組むもの、まちなかロゲイニングのようにブロックごとに取り組むもの、資料22分の5にありますように研究大会や研修会への出席のほか、市主催の大会などに対し、受託、共催、協力をいただいているものがございます。

22分の6をご覧ください。

スポーツ推進委員の小学校区別、年代別、活動年数別の一覧でございます。

原則、小学校区内に2名ないし3名のスポーツ推進委員さんをお願いしています。しかしながら、欠員となっている小学校区が幾つか見受けられます。

年代につきましては、60歳代が最も多く、次いで50歳代、40歳代が多くなっております。

また、活動年数は2年未満が最も多く、次いで5年から10年が多くなっており、20年以上継続されている方も、11名おみえになります。

次に、22分の7をご覧ください。

森委員から請求をいただきました四日市ハーフマラソンのスケジュールについて説明させていただきます。

資料上段に四日市ハーフマラソンスケジュール、下段に三重とこわか国体・三重とこわか大会のボランティアのスケジュールを掲載させていただきました。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催につきましては、9月、10月になっており

ます。また、四日市ハーフマラソンは3月の開催を予定しており、実働期間には重複はなく、四日市ハーフマラソンが1年程度延期になった影響はございません。

なお、三重とこわか国体・三重とこわか大会にボランティアとしてご協力いただいた方につきましても、四日市ハーフマラソンにご協力いただけるよう呼びかけてまいります。

また、四日市ハーフマラソンは1年程度延期になりましたが、コロナ禍の中でもできる限り準備を進め、来年度、円滑に四日市ハーフマラソンを開催できるよう努めてまいります。

22分の8をご覧ください。

森委員から請求いただきました垂坂ソフトボール場の利用について、施設の予約方法をまとめさせていただきました。

使用許可の申請方法ですが、一般申請と特別申請に分けられます。一般申請につきましては、3か月前から受け付けており、3か月前に抽せん会を行い、その後の申請は先着順で受け付けております。

また、施設を1日以上利用される大会などにつきましては、2年前、あるいは1年前の特別申請を受け付けております。

なお、地元の方が利用する大会のほとんどが一日使用であることから、1年前の特別申請で受け付けております。

次に、施設の利用状況でございますが、平成29年度は553件の利用のうち、地元地区は103件の利用がありました。また、平成30年度は392件のうち94件が地元利用でございます。令和元年度につきましては、工事のため半年ほど休館していたことから、全体でも246件の利用にとどまっております。なお、表記の方法ですが、2時間の利用を1件としてカウントしてございます。

最後に、今後の考え方についてでございます。

今回、垂坂ソフトボール場を大規模改修したことにより、今まで以上に利用者が増え希望日が重複することも多くなるかと思えます。こうしたことを踏まえ、状況を見ながら、特別申請において希望日が重複した場合の優先順位の基準について見直しを検討するとともに、予約方法についても適宜必要に応じて見直しを検討してまいります。

また、大規模な土壌改良をしたことを市民の皆様に周知をし、市内唯一のソフトボール専用球場としてもっと利用していただけるよう努めてまいります。

22分の9をご覧ください。学校施設開放についてでございます。

最初に、森委員から請求をいただきました学校施設開放について利用者からの意見でございます。

利用者からは、フェンスを高くしてほしい、グラウンドに夜間照明を設置してほしいとの意見をいただいております。

また、学校施設開放の運営を行っています学校からは、日程調整等の業務が教職員の負担になっている、グラウンドの夜間利用ができるようになると利用者が増えるため駐車場が不足しないかなどのご意見をいただいております。

また、同じく学校施設開放の運営を行っている総合型地域スポーツクラブ様からは、学校施設開放管理運営に係る業務量の増加によりクラブの負担が増えているため、委託料を増額してほしい、また、学校施設開放に係る業務を行うスペースが十分に確保できていないとの意見をいただいております。

22分の10をご覧ください。

伊藤委員から請求をいただきました学校施設開放を行っている施設の地区別一覧でございます。

元小学校でありました旧笹川西小学校及び橋北交流会館運動施設につきましては、小学校等の欄に掲載をさせていただきました。

スポーツ課所管の追加資料は以上でございます。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進活課、長谷川です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、国体推進課所管分のご説明をさせていただきます。

まず、森委員から資料請求いただきました三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた進捗状況についてご説明いたします。

資料の22分の11ページをご覧ください。

両大会に向けた準備の進捗状況としまして、表2、平成30年度までと令和元年度の実績、本年、令和2年度と開催年である令和3年度の予定を、会場設計、輸送、宿泊、従事者必携、歓迎接伴、企業協賛、広報活動、ボランティアの別で記載させていただいております。

現在、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市開催準備総合計画に基づき、予定どおり各年度に必要な計画等を策定できております。

なお、表の中の丸数字は、次項の新型コロナウイルス感染症による影響等に記載の項目

の数字となっております。

新型コロナウイルス感染症による影響等としまして、まず、本年度予定しておりましたリハーサル大会が中止になったことが上げられます。本年度予定しておりました軟式野球、カヌー、自転車、サッカーが中止になり、テニスが11月以降を目途に延期となっております。

今後は、延期となっておりますテニス、そして、トランポリンの開催に向けて準備を進めるとともに、中止となりました競技の本大会の実施に向けた検証を行ってまいります。

その他の影響としまして、競技会場設計を昨年度行いましたが、新型コロナウイルス感染症への対策を盛り込むべく現在見直し作業を行っております。

宿泊関係では、来年度合同配宿センターを設置し、選手、監督、役員等の宿舎を用意しなければならないのですが、来年度の他のイベントの日程が固まらず、宿舎側の提供可能数が把握できていない状況であります。

また、弁当の調達についても、弁当の調達可能な事業者の中に新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けている業者があることから、現在予定している事業者で全てを賄えなくなる可能性が出てきております。今後は、調達地域を拡大し、事業者の掘り起こしを行ってまいります。

企業協賛においては、本年3月末から今年度にかけて企業を訪問し協賛のお願いに上がる予定でしたが、感染症の影響を受けている事業者さんが多いことから一時中断しておりました。7月頃から徐々に事業者さんの状況を見ながら訪問活動を再開したところです。

広報活動においては、かごしま国体、かごしま大会が中止及び延期の発表があったものの、延期の時期が明確になっておらず、来年度の両大会の三重県での開催が不透明になったことから、広報物品に2021の表記を行っていいものかという問題が発生し、作成を一時中断しておりました。

しかしながら、佐賀県が令和5年の開催を鹿児島県に譲ることを了承したことから、予定どおり来年に三重県で開催される可能性が高まったため、2021の表記で物品作成を再開したところです。

また、市内で開催されるイベント等もほとんどが中止されたことから広報活動ができないう状況ではありますが、各施設に横断幕を設置する等、現状に応じた広報活動を引き続き行ってまいります。

ボランティアについても、本年3月末に希望調査を行い、5月にはボランティア説明会

を開催した上でリハーサル大会に従事していただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況やリハーサル大会を次々に中止していったことから、活動を見合わせておりました。現在は、残りの2競技のリハーサル大会について従事希望をいただいている方々が見えることから、これらにボランティアとして従事していただけるよう調整中であります。

次に、山口委員から資料請求いただきましたカナダ体操協会との協定についてご説明いたします。

資料、22分の13ページをご覧ください。

令和2年1月30日に四日市市とカナダ体操協会との間で両者の友好関係をより発展させるため、体操を通じた交流に関する協定を締結しました。下段に協定書の英語版と日本語版を掲載しております。

今後の交流としましては、東京オリンピック後の選手、コーチの育成強化に向けた相互の情報交換、競技力及び指導技術向上等のための体操関係者等の相互派遣、日本で開催される体操ワールドカップ東京大会や豊田国際体操競技大会などの国際的な大会に参加するカナダ体操チームと市民との交流といった内容になっております。

令和4年度以降の所管については、協定書の目的に従い、スポーツ課へ移管をする予定をしております。

次に、森委員から、国体関係運動施設整備事業について、施設ごとの国県市の負担割合について資料請求いただきました。

資料の22分の14ページをご覧ください。

表に記載の金額は1000円単位となっており、括弧書きでパーセントを記載してございません。

まず、四日市市総合体育館ですが、工事費や設計業務費等の総計107億6577万2000円に対しまして、国費、社会資本整備総合交付金ですが28億5400万円、率にして26.5%、県費、広域的拠点スポーツ施設整備費補助金とみえ森と緑の県民税市町交付金が1億4055万円、率にして1.3%、残額が市費でございまして、率にして72.2%でございまして。

次に、四日市市中央フットボール場でございまして、15億7402万9000円に対しまして、国費7700万円、率にして4.9%、残額が市費でございまして、率にして95.1%でございまして。

四日市市テニスセンターでございまして、18億6903万5000円に対しまして、国費6700万

円、率にして3.6%、残額は市費でございまして、率にして96.4%でございます。

四日市市霞ヶ浦第3野球場、中央緑地施設管理事務所、中央緑地資機材倉庫については、全て市費でございます。

なお、四日市市総合体育館の国費である社会資本整備総合交付金については、令和2年度分の交付決定済額を算入して計算しております。

次に、伊藤委員から資料請求をいただきました運動施設関連整備事業で建設しました2施設の使用状況についてご説明いたします。

資料の22分の15ページをご覧ください。

まず、中央緑地施設管理事務所でございますが、延べ760.73㎡の鉄骨造2階建てで、事務所、大会議室、会議室、更衣室、器具庫を備えており、市内29の運動施設指定管理者の管理事務所として、事務所機能及び市内運動施設の予約受付の受付、運動施設予約抽せん会場、スポーツ競技団体との打合せ室等に使用しております。

なお、2階の一部は、中央緑地の維持管理及び市内の公園維持修繕の受託者の事務所及び詰所としても使用しております。

ページ下部に平面図を記載させていただいております。

当施設は、令和元年10月1日付で所管替えを行い、現在はスポーツ課の所管となっております。

次に、中央緑地資機材倉庫でございますが、延べ面積470.18㎡、鉄骨造平屋建てで事務所、資機材収納室、倉庫、溶接室、ペンキ室、少量危険物倉庫を備えており、中央緑地の維持管理及び市内の公園の維持修繕に必要となる資機材の保管及び施設修繕や塗装作業場として使用しております。

保管してある資機材としましては、草刈り機、脚立、チェーンソー、溶接機、作業機器用燃料、塗装用材料などとなっております。こちらもページ下部に平面図を記載させていただいております。

当施設も本年4月6日付で所管替えを行い、現在は市街地整備・公園課の所管となっております。

説明は以上で終わります。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課長の樋口です。申し訳ございません。

22分の8をご覧ください。

先ほど説明の中で誤った数字をちょっと発言してしまいました。申し訳ございません。正しくは、平成30年度の実績につきましては、資料にあるとおり386件、そのうち98件が地元申請でございます。修正させていただくとともに、お詫びさせていただきます。

○ 谷口周司委員長

では、ただいまより質疑に入っておりますが、次期予算編成に向けて政策提言が必要と判断される事業等があれば質疑の中で議員間討議を行い、全体会審査に送るに当たっての論点を整理していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ご質疑ございましたら挙手にて発言を願います。

○ 森 康哲委員

まず、四日市ハーフマラソンのスケジュールの資料、ありがとうございます。これを見ると、やはり、三重とこわか国体のボランティアのスケジュールと少しかぶる部分もあるのかなというふうに思います。本大会中にボランティアを募集する期間にも当たっている。これは、三重とこわか国体に全力で四日市も当たる中で、また、人材を割かなければいけないということになると思うので、やはり事前に相当な準備をしないと混乱もするでしょうし、また、ボランティアの人自体も混乱してしまう。二つ体がないので、やはり一つに集中してやらないと。安全面も考慮しなきゃいけないとかいろいろなことに影響が出ると思う。

あと、もう一つは、コロナ対策。やはり、今までの大会と同じようなことでは駄目。いろんな対策をやらないと、安全が確保できないです。これ、かなりの負担になると思うので、よほど周知をしながら進めていかなければならないと思うんですけども、このスケジュールだけではなかなか読み取れないので、できればね、もう少し詳細なやつができた段階で当委員会にもお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課長の樋口です。

ボランティアの募集期間は、委員ご指摘のとおりダブっております。実際の作業は、説明会を組んで分かれていますので、その辺はスムーズに行くかと思っておりますけれども、ご指

摘のあるように周知のほうをきちんとしてした上で、混乱のないように努めてまいりたいと思います。

それと、コロナ対策につきましては、これ、正直申し上げまして、今、日々状況は変わっているような状況でございます。この対策につきましては、きちんと対策、実施する前に対策方法なんかをきちんと整理しまして、また、委員会のほうにも説明させていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

特に、ハーフマラソンの大会の時期、準備も含めてですけれども、冬場になるということで、インフルエンザや風邪の症状とかもコロナと非常に似ているので、見分けがしづらいということも想定されますのでね、その辺もやはりしっかりと運営側で安全のマニュアルを作って進めれるように準備をしていただきたいと思います。

○ 樋口スポーツ課長

先ほどのご意見を踏まえて、きちんとさせていただきたいと思います。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 山口智也委員

東京オリンピックキャンプ地等誘致事業についての資料、協定書の資料、ありがとうございました。

協定書の質疑の前に、ちょっと一つ確認させてもらいたいんですけれども、前回の聴取会のときに、私、聞き漏らしたのかも分かりませんものでちょっと改めて教えてもらいたいんですが、この事業は、予算現額580万円で決算額が384万円と大分乖離があるんですけれども、この理由を確認させてください。

○ 樋口スポーツ課長

この中には、キャンプ地以外の誘致事業も実は予定をしておりました。誘致事業につきましては、例えば、東京に行ってそこで誘致活動をするんですけれども、その他、東京に

赴いたときに併せて執行していますので、こちらじゃなくて、ほかのところで執行した部分もございますので、その辺で差額が生じてきたというところがございます。

○ 山口智也委員

そうすると、当初予算のときの説明であった誘致活動の部分については、ほかのところで執行しているので、ここでは上がってこないということですか。

○ 樋口スポーツ課長

併せて執行したものについては、こちらじゃなくて違うところで執行しております。こちらのほうで執行していない形になってございます。

○ 山口智也委員

何かすごく予算書と予算の説明のときの資料と見比べて非常に分かりにくいし、そうすると、580万円のうちのその誘致事業が当初のとき170万円やったから、それを差し引くと410万円ぐらいですので、決算額が380万円なので、大体予定どおり執行したということなわけですね。ぜひ、資料を作るときに、我々も予算のときの資料と見比べて、どのぐらい執行率があるのかとかも確認しているので、事業名もよく見ると、当初のときはオリンピックキャンプ地事業、これはいいです、そのままなんですが、ホストタウン事業、それから、先ほど言った誘致活動というふうに三つに分かれている。だけど、今回のこの決算の資料を見ると、オリンピックのキャンプ事業、これはいいんですけども、また名前変わってカナダチーム応援広報費等なんて言って、もうどれがどれとリンクしておるのかもよく分からんもんですから、その辺りの資料を今後しっかり工夫していただきたいなと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

協定書に関しまして質問させていただきたいんですけども、体操を通じて交流を進めていくということなんですけれども、私もちょっと事情がよく分からんもんで確認してきたいんですけど、そもそもこの四日市というところに、体操チームとか、選手であったり、育成する体制であったり、そういう交流をカナダの体操チームと対等にやっていけるようなそういう環境というのは、もともと四日市に整っているんですか。

○ 長谷川国体推進課長

四日市市における体操の関係の方々なんですが、日本で一番在籍者数の多い体操クラブが三重県にあるんですけど、その三重県にある体操クラブの本拠地が四日市市にあるということで、国内では四日市というのは、割と体操について注目度が高い地域にあります。

○ 山口智也委員

今、聞いてぴんときたんですけど、私の子供も、その体操チームに昔入っていたので多分そこかなと思うんですけども、子供から大人まで、体操についてはそういう土壌がしっかりあるということで理解をさせていただいたところです。

このカナダ体操チームと市民との交流ってあるんですけども、これは、これまでもやってきていただいていると思うんですけど、これは、中長期的にもやっていきたいという、そういう考えなんですか。

○ 長谷川国体推進課長

今までのカナダ体操チームとの交流というのは、東京オリンピックの事前キャンプの実施に向けた交流ということでさせていただいてきておりました。今回のこの協定に関しては、東京オリンピック後も今までのような交流を継続的に続けていこうと、それと、さらに一歩踏み込んで、体操関係者の相互派遣、今想定されているのは、指導者とかカナダの体操の指導者を日本国内、四日市に招いて研修していただく。あるいは、日本の体操クラブの指導者をカナダのほうに派遣していただいて研修していただくという相互交流も視野に入れていこうということで協定を結んでおります。

○ 山口智也委員

ぜひ、そこはしっかり、もしこれが中長期的にやっていくことが本当にできれば、ものすごく四日市にとっても素晴らしいことですので、進めていただきたいと思います。

所管についても、スポーツ課に今後移管をしていくということなんですけれども、それはそれでそうだろうと思いますが、スポーツの分野、取っかかりはスポーツの分野かも分かりませんが、今後発展的にこれを拡大していこうとすると、例えば、その政策推進部の秘書国際課等とも連携をして、拡大、発展をしていったらどうかというふうに思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

これまでもそういった議論をいろいろしてきたんですが、現時点で、例えば友好都市とかそういう部分までは考えておりません。

といいますのも、今現状、先方が自治体ではなくてカナダ体操協会ということで、体操を通じて、少し体操から広げてスポーツの分野で、例えば行政としてスポーツの分野にどういった支援ができるのかとか、そういった研究というのは進めていく予定でありますが、おっしゃられるようにこういった取っかかりの中で、今後例えば産業分野であるとかいろんな分野でそういった協調していけるところがあるのであればという視点は持ちながら進めていきたいと思っております。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思うし、もう私の中では、特に子供たち、将来を担う子供たちに、より多く国際的な人材と交流する中で四日市の子供たちも育てていただきたいという思いがありまして、まずは、体操、スポーツというところで対象の子供たちが交流に加わっていけると思うんですけども、その先に、もっとそれ以外の子供たちもこういう交流に加わっていけるようなそういったご検討をぜひお願いできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 伊藤嗣也委員

10ページの学校施設開放の地区別の一覧、ありがとうございます。

なぜ、こう、学校を開放しておるかという、その地区にお住まいの皆さんが、年齢問わず若者からお年寄りまでスポーツに触れる、スポーツを行う、そういう目的があつて、開放がなされておると思うんですね。別に、その地区の人口に基づいて学校があるわけもなく、たまたまそこにあるないということなんですね。学校を造つたのは行政なんです。それで、やはり、これを見ているとものすごく差があるんですね。一つしかない地区もあるわけですね。例えば大矢知地区なんて、これ、すごい大きい地区で小学校一つし

かないという現実があるわけですよ。そこで、このまま、例えば体育館と運動場、二つしかない。そうすると、運動場って、土日、体育館は夜も使えますけど、なかなか一つの地区、行政区において、小学校だけというのも難しい話かなと思うんですが。その小学校を卒業したら中学校へ行くわけですけど、中学校がその地区になけりゃ、隣接しているところの、中学校へ通っておるわけですね、子供たちも。だけど、現実には、地域の方は、その中学校を使えないわけですね、スポーツしようと思うと。というふうに理解しておるんですけど、それでいいのか、使えるのか分からないんですが。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。

この学校開放につきましては、原則、学校区の利用でございます。したがって、特に中学校なんかについては、広域で使われております。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、載っていない例えば川島地区、中学校名、載っていませんけど、使える中学校があるんですか。

○ 樋口スポーツ課長

例えば、三滝中学校になりますけれども、三滝中学校をご利用されているのは、川島地区の方も半分近くの方が使われております。

○ 伊藤嗣也委員

そうしましたら、これ、ちゃんとここにこう書いていただいて、地区に周知はされているんですか。

○ 樋口スポーツ課長

学校運営協議会がでございます。そこにきちんと各地区の区域等について、要綱も併せて周知しております。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。ご高齢の方がグラウンドゴルフしようと思っても、なかなか難しいですよ。遠いところまで行けないというのもありますのでね。隣接しているところに、中学校がない地区は、そちらを使わせてもらうということで、それ以外は何も方法がないということですね。

○ 樋口スポーツ課長

グラウンドの利用については、ほぼ小学校が使われているんですけども、実態を見ると、各地区、グラウンドゴルフで小学校はあまり使われていないようでございます。一つの地域にある運動広場、こども広場なんですけど、ご高齢を対象とした憩いの広場ですか、そういうものを利用しながらグラウンドゴルフはやられているのかなというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

グラウンドゴルフする基準の広さがあるんですね。その広さが取れないんですよ。小さいのしか。だけど、小学校でやるとしても、もう子供たちのサッカーとか野球ですかね、で取れない、土日は。平日は無理ですよ、学校があるし。だから、ご高齢の方がグラウンドゴルフをする場所が、ある地区とない地区があるんですよ。非常に困っておるといふ相談を受けている。だけど、学校に、今きちっと割り振りされておるわけですよ。そこへ、もし、グラウンドゴルフが入っていったら、厄介なことになってくるんですけど。どうしたらいいのか。できるところがないわけですよ。だから、グラウンドゴルフができるところがある地区はええですわ。ない地区が、学校活用、難しいというふうに聞いていますので。

○ 樋口スポーツ課長

学校開放については、今、委員が言われましたように、やっぱり今多くのところで既得権が発生しておって、ずっとやっているところが使われておるのが現状なのかなというふうに理解しています。

しかしながら、やっぱり今から新たなスポーツ、グラウンドゴルフに限らず増えてこようかと思うんですが、その辺の利用の仕方について、一度またちょっと研究させていただきたいなというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。既得権があるような状態になっておるのをもう一度検討していただくということですので、そういうことが具体的になってきたら、やりたいけれどもやれない団体さんと、その話をぜひ持っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 樋口スポーツ課長

この学校開放というのは、何分長い歴史がございますので、その辺の意見も聞きながら、十分ちょっと研究させていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

今日言うて明日とか、そんなことを言っておるのではないんですけれども、学校開放しか場所がないというのが、もともと私はどうなのかなとは思うんですけれども、取りあえず、この資料に基づいて伺いました。検討、よろしくお願いします。

○ 加納康樹委員

今、伊藤委員の学校開放のところの議論があったので、そこでやっぱりぜひお願いしたいのが、今だと、その団体がその中学校区に在住のところというのが前提になっていると思うんですが、そこをやっぱり一歩踏み込んで、大変失礼ながら、橋北地区だと三つあるわけですよ。そこに他地区の団体も申し込める、そういうふうにしないと、市内の柔軟性が持てないと思うですね。中部地区にしたって一応5施設あるので、そこに近隣のところがエントリーできるようなそういうところも今検討するということに含めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

委員言われるように、少子化が進んできて、そういう広域化もちょっと考えていかなあかん時期には来ておると思いますので、一度その辺も踏まえて、ちょっとすぐにはできないかも分かりませんが、検討を始めさせていただきたいなというふうに思います。

○ 谷口周司委員長

ぜひお願いをいたします。

他に。

森委員、関連で。お願いいたします。

○ 森 康哲委員

学校開放で、地域の中でほかにも運動ができる広場や施設があるところがあると。そこは両方使えるので比較的利用はスムーズに回せると思うんですけども、例えば羽津地区なんかは全くないんですね。以前は企業のグラウンドがあって、そこを利用、地域が利用をしていたんですが、複数あったのが今は1施設もない。もう学校しかない。そういうところは、中学校は、もうクラブ活動が目いっぱい使っているんで、学校開放としてなかなか利用もしづらい。小学校は、体育館はまだしも、グラウンドはサッカーや少年団の野球や、そういう試合も含めた利用も多くされているので、地域に開放するスペースも限られている。そういうところへの対応というのが難しいところはまだまだ羽津地区以外にもあると思う。そういうところをやはりどうしようかというのは考えていきたいと思ひますし、市民平等でやっていくべきだと思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

○ 樋口スポーツ課長

今、いただいた意見も踏まえて、一度整理させていただきながら、確かに今使ってもうておる既存の団体さん、これの意見もちょっと聞きながら今後研究させていただきたいなというふうに思っております。

○ 森 康哲委員

既存の団体でさえ、今は足りない状態なので、新規で立ち上げてニュースポーツをやろうとしても、なかなか入る隙もないという状態だと思うんですね。そこへシャッフルをしようとしたら、また余計使いづらくなる。悪循環になると。だから、今、加納委員が言われた地域を越えていろいろな融通が利くようなところを市全体で考えるべきだと私は思ひますので、その辺強く要望したいと思ひます。

○ 伊藤嗣也委員

提言の委員長がおっしゃってもうたやつ、どうでしょうか。例えばで言うたら。

○ 谷口周司委員長

予算に反映ということですよ。今、伊藤委員から、この決算、学校開放を受けて。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員

難しいですよ。それなら取消して。

○ 谷口周司委員長

いやいや、ありがとうございます。もうぜひ積極的に、その提案をお願いします。

○ 加納康樹委員

追加資料という意味で。

○ 谷口周司委員長

追加資料、まだ森委員も、ほか何件か残っていますので。昼からでもよろしいですか。

じゃ、昼今から午後1時再開でお昼休憩とさせていただきます。

12:04 休憩

12:59 再開

○ 谷口周司委員長

では、休憩前に引き続きまして、ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

じゃ、すみません。ちょっと簡単になんですけど。まず、学校開放に絡んでちょっと別の角度からの確認なんですけど、3月ぐらいからもう影響あったと思うんですが、コロナ

対策でのクローズというのがあって、そのクローズのときは統一されていたような気がするんですけど、決算と若干ずれるかもしれませんが、もうクローズではなくて、はい再開ですよというところで、どうも市内統一じゃなかった感じがするんですけど、その辺のコントロールって、どんなふうになっていたんでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

学校のクラブ活動に合わせて、市内統一して開放はしております。

○ 加納康樹委員

クラブが再開したけど、学校長、教頭等のジャッジで学校開放はもうちょっと待ってくれというところが幾つかあったように私は認識していますが。

○ 樋口スポーツ課長

私のほうからの指示は統一させていただいてはいますが、運営協議会の中でそのようなことがあったかもしれません。ちょっと把握していませんので、申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

なので、一応スポーツ・国体推進部のほうは統一の指示をしていたということ、これは間違いないですね。

○ 樋口スポーツ課長

そのようです。

○ 加納康樹委員

分かりました。じゃ、指示としては統一であったということだけ分かれば、これ以上のことは申し上げません。

あと、もう一点だけ、この追加資料に関してお伺いさせていただきたいと思います。

三重とこわか国体、三重とこわか大会に向けた進捗状況についてのところで、だから、ページ番号9というところで、ご説明も簡単にありましたが、かごしま国体がずれる兼ね合いで2021が表記できるかどうか云々悩んでいたということで、これは理解をしましたが、

すみません、ちょっとあえてこの場で聞くんですが、じゃ、すみませんけど、今度の三重とこわか国体の国民体育大会としてのナンバリングは、幾つになるんですか。

○ 長谷川国体推進課長

申し訳ございません。私ども76回というところでずっと来ておりましたが、今回かごしま国体が延期になって、その後、かごしま国体がどこに入るのかというのが正式決定されておりませんので、その正式決定のときには正式にナンバリングが分かるかな。多分私どもが75回になるのではないかなとは思いますが。すみません、多分という発言で申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

となると、この2021で物品等の作成を再開してよかったんですか。75、76って刷っていますよね。

○ 森スポーツ・国体推進部長

今、長谷川が申しあげましたように正式決定ではないと。これは、状況としては、もうほぼほぼ、私、三重県が来年できるのは大丈夫なんだろうなということは三重県とも確認をしておりますけれども、でも、正式決定というのは、あくまで日本スポーツ協会なり主催のほうが決めて公式に発表されてからなんです。ここへ、ちょっと書きぶりが、物品の作成を再開と言い切っていますけれども、再開の準備に入っておるというだけのことで、もし間違っても2021が変わってしまっても大丈夫な状況ではあります、まだ。

○ 加納康樹委員

2021が変わっても大丈夫な状況、それは、だから76が75に変わっても大丈夫という体制で準備しているということですかね。

○ 森スポーツ・国体推進部長

既に印刷済みのものとか、作成済みのものがございますので、それについては修正する必要があるけれども、これから発注しようとするもので止めていたものについては、これから対応ができるという意味でございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、日本スポーツ協会としての正式な決定って、いつぐらいが予定されているんですって。

○ 森スポーツ・国体推進部長

本部のほうからいつぐらいというめどは出ておりません。

ただ、事務方でいろいろ考えていくと、9月末まではかかっていくんじゃないかなというふうな話は出ております。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと関連で。

まだ、はっきりしていないんですよ、やるやらないが、三重とこわか国体が、来年度。

○ 森スポーツ・国体推進部長

来年度にやるかどうかという決定は、この新型コロナウイルスの関係が出る前に正式決定を、日程もしております。それは、もう本部のほうで来年の日程が正式決定されておると。

そんな中で、今回、今年のかごしま国体が延期になったという、史上初めてなんです、延期というのは、この延期になったということだけが発表されたもので、じゃ、これがどこに延期になるのかというところの中で、三重県についても影響が出るのかなというところまでの状況です。

○ 伊藤嗣也委員

三重とこわか国体をするのが、決まっておるのか、決まっていないのか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

正式に決定しております。

○ 伊藤嗣也委員

来年度行うのは正式決定しておるという理解でいいですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

すみません、ちょっと説明が下手なんです。一旦、正式に決定をしております。そして、今回、新型コロナウイルスの関係で鹿児島県が延期になったという事実があって、その延期先がどこになるかというのが決定されていないものですから、一旦、正式決定はされておりますけれども、若干、中途半端な状況にあるということは確かです。

○ 伊藤嗣也委員

いや、私が聞いておるのは、来年度やるのかやらんのかを聞いておるんです。その理由はどうでもええんですよ。よその鹿児島県がどうこうは聞いておるんじゃないです。三重県で国体を、やるのか、やらないのか、来年度。

○ 森スポーツ・国体推進部長

現時点における答弁としては、やります。

○ 伊藤嗣也委員

現時点というと、それが変わる可能性もあるんですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

それが、ちょっとくどくなって申し訳ないですが、かごしま国体の延期に伴って、鹿児島県が来年になるのか、今、言われておる3年後になるのかというのが公式に発表されていないものですから、まだ来年になれば三重県がどこへずれていくかということがあり得るものですから、来年の開催が若干懸念はあるという意味合いでございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうしたら、三重県もコロナが落ち着くまで延ばしたらどうなんですか。単純な話です。

○ 森 康哲委員

議事進行、お願いします。

○ 谷口周司委員長

決算に関わるところで、伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

ごめんなさい。

そうすると、これもやる前提で動いておることの決算で、すみません、先ほど失礼しました。

弁当の業者の調達に難しいと、その辺はどう考えているのか、難しい状況となっておるというのは。

○ 長谷川国体推進課長

弁当調達に関しては、市内の業者をメインに、国体時に調達可能かどうかという調査をさせていただいております。その中で、おおむね回答いただいているんですが、その中で、このコロナの影響で、中には来年も営業できるかなって言われている業者さんも中にはあるということで、本当にそういう事態になったときに弁当が不足するということはあるということ、今当たっている市内の業者以外に市外の業者も含めて、ご協力頂けるところをこれから探していくという状況でございます。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。

あと、22分の11の下の②の、このコロナの関係の会場設計一部見直し中ってなっているんですけど、具体的に、どの会場を。もう、みんな、できておるんじゃないの。

○ 長谷川国体推進課長

国体を開催する施設で、運動施設という観点ではもうできておるんですが、国体ですと、例えば受付にもたくさんの人が見える、あと、市外から観覧の方もいっぱい見えるということで、仮設物で対応することがたくさん出てきます。その仮設物の対応について、コロナの影響でさらに受付で人が滞留しないだとか、あと、手指消毒の場所もたくさん設けるとか、そういったことを、今、見直しをかけております。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、来年やったら、まだコロナがどうなっておるか分からない可能性がありますよね。そういう意味で、その対策というのは、四日市でも複数の会場、競技する場所がありますけど、具体的に、今のところ、これ、決算やから、それ以上もう言えないということなんですか。

○ 長谷川国体推進課長

具体的に、今、各競技団体からもコロナ対策としてこういうことをしなければならないだとか、三重県の指針、あと、市の方針等が、今、順次変更されてきています。それで、最新の状態でもし国体を行った場合にどういう対策が必要かというのを、今、検討させていただいている最中でございます。

○ 伊藤嗣也委員

もし、国体を行ったらということで、どうしても「もし」がつくんですね。分かりました。市民の方に、心配しておる人もみえるので。取りあえず、もう決算やでこの程度で。ありがとうございました。

○ 森 康哲委員

22分の8の垂坂ソフトボール場のところなんですけれども、一般申請は3か月前予約から当日利用というところ、これ、大矢知地区の地元の人らの予約も、この3か月前からですかね。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。

いわゆる地元の利用者につきましては、1日以上の大大会をされる場合は1年前からの特別申請と、利用時間が短い場合とか、急に申し込まれたら3か月前からと、両方ございます。

○ 森 康哲委員

大矢知地区、地元だけ1日以上使う場合は1年前から予約できて、一般市民、他の地区は、一日中の大会であっても、1年前予約はできない。そういう具合。

○ 樋口スポーツ課長

地元かどうかというのは関係ございません。事実、例えば平成30年の場合、186件の特別申請を行っております。そのうち、地元の利用は72件でございます。

○ 森 康哲委員

私がちょっと認識不足なのかもしれないですけども、以前は、一般申請のところで、地元は3か月前、それ以外の他の地区は2か月前、1か月のずれがあったという認識があったんですけど、それは私の誤解なんですね。

○ 樋口スポーツ課長

現在については、地元とその他の地区と区別はございません。

○ 森 康哲委員

現在というより、以前の話を私は聞いているんですけども。

○ 樋口スポーツ課長

この垂坂ソフトボール場開設当時は、当時のいろんな経緯によって地元の専用利用をしていたことはございます。

○ 森 康哲委員

それは、いつ改善されたんですか。

○ 樋口スポーツ課長

詳しい時期まではちょっと分かってございませんが、この数年間の間ではございません。

○ 森 康哲委員

今回のように、高額な改修費をかけて改修するときみたいに、一般の市民の人らの利用

を促進するという意味でも、そういう地元の配慮というのは一度見直したほうがいいのかなどと思ってこういう資料を請求させてもらったんですけれども、以前にもうそれは改善されたという認識でよろしいでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

その部分については、解消されてございます。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。

続けていいですか。

○ 谷口周司委員長

はい。

○ 森 康哲委員

学校開放の資料、9ページの資料ありがとうございました。それぞれ運営委員会や利用者からいろんな要望が出ていると思うんですけれども、それぞれに対して対応できるところと対応できないところ、そして、予算化できるところとか区別してあると思うんですけれども、一番は、学校開放施設の中で、中学校はやはりクラブ活動があつて、それが主流で、それ以外の空いている時間というのはほとんどない状況だという認識を私は持っています。

ただ、小学校の場合は、クラブ活動が比較的少ないのと、それ以外に、例えば少年団のスポーツクラブ、サッカーや野球、それぞれのスポーツクラブが大会なども含めて学校でやっているケースが多いと、その空きを利用しての一般開放という認識なんですけれども、それぞれのその学校の授業以外で使っている、使われているこの利用者たちの意見というのは、教育委員会とのすり合わせで、どこまで、この、例えばナイター設備にしても、いろんな条件が出てくると思うんですね。

この意見の中を見ると、グラウンドの広い中学校のほうがいいやないかという意見に対して、いやいや、中学校はクラブ活動が主流だからというふうに利用者に説明されているのかどうか、それぞれの意見に対して。それ、確認したいです。

○ 樋口スポーツ課長

この学校施設開放の意見につきましては、学校運営委員会への説明会とか連絡協議会、年に1回程度やっておる中で、先生であったりスポーツクラブの方から聞いた意見を集約させていただいております。

なお、今年については、コロナの関係でそれぞれの会議が開かれていない状況でございますので、今後また開く中で意見を集約しながら、できることできないこととか調整してまいりたいと思っております。

○ 森 康哲委員

(3)に、先生の、教職員の負担がたくさんかかって大変なんだというところも書いてあるので、その辺の対応というのをどのように考えているのか。

○ 樋口スポーツ課長

学校の先生につきましては、日程調整等で今はご苦勞していただいております。その辺の、今、ご苦勞頂いておる資料の作成なんかも改めて見直して、簡略化できるかどうかというのを今考えておるところでございます。なかなか根本的な解決に至っていないのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

やっぱり、学校の先生の一番主たる目的というのは、子供たちへの教育などだと思うので、それ以外のことというのは余分な仕事になるわけですね。その辺、お願いレベルでやられていると思うんですけども、やはり、そういう教職員の負担の軽減につながるような根本的に組織の中の関係を見直すことも必要だと思うんですけども、もう一度その辺の考え方、どうでしょう。

○ 森スポーツ・国体推進部長

そもそも学校施設開放というのが教育委員会の業務であるということは、もう前提にはあるんですが、しかしながら、おっしゃられるように、昨今の教職員の方々の事務負担とかそういった部分は多大なものであるというふうに認識をしております。本来、我々が思

い描くいい形というのは、総合型地域スポーツクラブのような地域団体が発展してきて、全市的にそういったものがあるって、そういったものを担ってやっていただけるような部分というのが目指すところではあったんですが、残念ながら、10年前の総合計画からその辺を目指してもなかなかそういった部分にはつながっていないところが現状でございますので、まずは目先のところで、事務のやり方の簡略化とかそういったところを進めながら、長期的には、全体的にどういうふうな、いわゆる教職員の方々に直接ご負担をかけないようなやり方というところの研究は進めていきたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員

最後に、22分の14の資料、ありがとうございました。負担割合、国県市でそれぞれ施設ごとに出していただいて、少しびっくりしているんですけども、確か総額、国体関連で国からの補助というのは、三重県には幾ら下りてくる予定でしたか。

○ 長谷川国体推進課長

社会資本整備交付金として、県と市の合計で50億円の予定でございます。

○ 森 康哲委員

50億円のうち、確か15億円ぐらいは四日市市という説明を受けた記憶があるんですけども、それは記憶違いだったんですかね。

○ 長谷川国体推進課長

今まで議会のほうへのご説明では、折半で25億円ずつというご説明をさせてきていただいております。

○ 森 康哲委員

25億円の腹づもりは、どんな腹づもりだと、施設ごとに。四日市市総合体育館に10億円とか。どう見ても、これ、25億円、ないですよ。

○ 長谷川国体推進課長

これ、国の補助金、合計しますと、四日市市総合体育館とフットボール場、テニスセン

ターで29億9800万円でございます。

○ 森 康哲委員

四日市市総合体育館は、これ、28億円ということですね。そうすると、特に野球、野球場は、市単費で最初から造るつもり、計画は。計画どおりということなんですか。

○ 長谷川国体推進課長

計画どおりでございます。

○ 森 康哲委員

それは何か理由があるんですかね。

○ 長谷川国体推進課長

当初、25億円というのを目標に交付金の申請をしておるわけですが、四日市市総合体育館が一番金額が大きいということで、一番大きい体育館のほうで要求させていただいております。

○ 森 康哲委員

県は、県費は、この程度なんですかね。三重とこわか国体という、県が一番メインに来る、三重県でやるという割には、四日市市に負担が。これ、幾らですか、1400万円。

○ 谷口周司委員長

1億4000万円。

○ 森 康哲委員

1億4000万円しかないですよ。

○ 長谷川国体推進課長

そうです。県のほうにもお願いをされていて、合計で1億円と、あと、4000万円のみえ森と緑の県民税交付金ということで交付いただただけでございます。

○ 森 康哲委員

例えば隣接の鈴鹿市とか伊勢市とか、施設を造ったところに対しての県の負担割合と、四日市市が頂いた割合と比べてどうなんですか、多いのか少ないのか。

○ 長谷川国体推進課長

三重県で国体に向けた施設の建て替え、これを行ったのは三重県の陸上競技場と四日市市のこれらの施設だけということで、補助対象が、これらだけになります。

○ 森 康哲委員

改修も、伊勢の競技場は改修だったと思うんですけども、ああいうのは、県負担って、ないんですかね。

○ 長谷川国体推進課長

伊勢の県営の陸上競技場、あれは県の施設で…。

○ 森 康哲委員

やっぱり三重県のものであっても県費を投入するんじゃ、我々の税金も入っているわけなので、四日市の市民も、この北勢地域はたくさんの納税をしていて、県費の割合で同じように施設を造れば、県の負担を求めていってもいいと思うんですけどね。市の割合が増えれば、市民の税金を、市単費の税金を使うということは、それなりに理由が要るはずなんですよ。やはり県とともに一緒になって納税しているわけなので、そのバックというのは受けるべきだと思うんですけども、もうこれ、最後にしますので、部長、考え方だけお願いします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

委員のご指摘、ごもつともだと思います。

そもそも四日市には県営のスポーツ施設がございません。先ほどご指摘があった伊勢とか鈴鹿は県営のスポーツ施設があるということで、こういった計画の冒頭には、そういった県営スポーツ施設の誘致であるとか、実際、市でやるというときについても、かなりの

頻度でそういった要望というのは何度か伺ってきたというふうに聞いておりますけれども、残念ながら、結果としては県費として1億円、国のほうは、ちょっと頑張ってもらいまして当初の予定よりは膨らんできておりますけれどもという状況ではございます。

ただ、こういった大規模な今後施設整備なんかをするときには、ご指摘のように、しっかりと県、国に対しての要望活動というのはやっていくべきであるというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

ぜひ、今度の国体には間に合わないにしろ、やはり県の施設が何もないというのは、この大日市の中ではいかがなものかと思っておりますので、やはりこれは、サッカーなり野球なりの大きな県の施設を誘致するべきだと思うし、この決算で、もし皆さん同意をいただければ、予算への反映というか、大きなくくりのそういう要望も含めてどうかなと思うんですけれども、委員長に預けます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。今、森委員から、県営の大きなサッカーないし野球とかのできる施設をぜひ大日市にというところを議員間討議して、予算に反映していくのか、予算に反映できなかったとしても、様々な政策提言として、そういった施設の誘致に向けて努力すべきとか、そういった形での提言を上げてはどうかというご提案がございましたが、他の議員の皆さん、その辺り、どうでしょうか。ご意見ございましたら、ぜひ。

○ 加納康樹委員

正直言って、このシステムは、県議会にあればぜひやっていただきたいんですが、ここ、何分にも市議会なので難しいところがありますが、決算委員長がさばけるとおっしゃるならば、いいかと思えます。

○ 谷口周司委員長

そうですね、サイクルのシートの中には、決算を受けて廃止、縮小、拡大、新規事業の実施、あと、その他というところ、手法の見直しなどというところがございますので、予算の拡充のみならず、そのような政策として今後努力をせよというのも一つかと思えます

ので、どうでしょう、皆さん、この件で少し議員間討議を進めさせていただいて、まとまるようであれば論点整理シートにまとめて、決算全体会のほうに上げていければと思いますが、議員間討議次第ということもありますが、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

今、委員長の発言の揚げ足を取るわけじゃないんですけど、論点シート的に行くと、これはどちらかという予算の縮小、要するに、県費もっと引っ張れということですので、四日市市としては予算の縮小かと思えますけど、私は。

○ 谷口周司委員長

縮小した上で県費を持ってこいと。県費を持ってきた上で縮小せよということですね。ほか、ご意見どうですか、皆さん。

○ 山口智也委員

この課題は、これまでも多くの議員から、本市には、それなりの、例えばサッカーなんかの活動が非常に盛んだけれども、そういう施設的にはまだまだ不十分であって、県費をしっかり投入してもらってという話がありますので、その方向性は先ほどの部長の答弁に尽きるかと思えますので、それを提言として上げていけるのであれば、そういう具体的な予算に結びつく、今すぐ結びつくあれではないと思いますが、県への要望をというところで上げるのであれば、そういうこともありなのかなとは思いますが。

○ 谷口周司委員長

伊藤委員、どうでしょう。議員間討議をしていくというところでは、よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

いいです。

○ 谷口周司委員長

じゃ、この件について、少し議員間討議をさせていただくということで、ぜひちょっと、冒頭、森委員のほうから、その議員間討議の趣旨を、少しく、先ほど伝えていただいた

ようなことをもう一度改めて伝えていただいで、それによって議員間討議を少し進めていきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。

やはり、市議会議員として市民の負託を受けて納税をお願いする立場としては、やはり、市税は払うと事業として返ってくる。だけど、県税払って、じゃ、何があるのって聞かれた場合、なかなか説明がしづらいというところもありますので、やはり、県に要望するところは、しっかりこの決算の分科会で上げていってまとめていただければなと思ひます。その一つのカテゴリーとして、スポーツ施設、県営のスポーツ施設というのを誘致できれば、市税の軽減、負担軽減につながるというところになりますので、この四日市市民、北勢地域のスポーツ施設の向上につながっていくという大事なカテゴリーになると思ひますので、議員間討議をお願いしたいと思ひます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。今、森委員からご提案をいただきました。

これより議員間討議を行いたいと思ひます。この項目につきましては、一応討議が終結すると宣言するまでは、単純な確認等を除く理事者への質疑というものはお控えをいただきたいと思っております。

では、議員間討議と入ってまいりたいと思ひますので、ご意見ございましたら、ぜひ挙手にてお願ひをいたします。

○ 加納康樹委員

先ほど山口委員もおっしゃいましたけど、古い課題として本当に四日市市に県の施設がないというのは、別にスポーツ施設に限らずで課題かとは思ひています。なので、何らかの形でアクションを起こすことはいいと思ひますが、この決算から予算につなぐ論点シートにうまく乗るのかなというのはちょっとクエスチョンがありますが、これはさっき言ったように別に決算委員長がさばけるといふことであれば、やっていただくのは全然オッケ一かと思ひています。

ただ、そこでさらに難しくなってくるのが、その決算の全体会の場において、委員長は

あまり発言できないですよ。それをどうフォローするのかなというのが、ちょっとイメージが湧かないので。

○ 谷口周司委員長

確かに。この思いを誰かに伝えておいていただかなきゃいけないという。

○ 山口智也委員

その提言書というやり方でうまく回っていけばいいんですけども、その前に、この当委員会としても、今、森委員からおっしゃったことは、ベースとしては皆さん認識はあるんですけども、じゃ、実際に、県内の他市に比べて何が足りないのかとか、市民のニーズはどこにあるのかとか、そういう調査を、当委員会でもそこはちょっと欠けてきたなというところがあって、それはもし可能であれば、所管事務調査等々を挟んで認識を深めて、市から県への要望を強めてもらうだとか、そういう手順を踏んでいったらどうかなというふうに、今、感じているところなんですけど。

○ 谷口周司委員長

他にご意見ございますか。

○ 井上 進委員

言われるように、前回、この中にもトップレベルのチームが呼べるような施設というかそういった部分という話も出ていた中で、実際、競技場自体が、そういったトップレベルのチームができるような競技場のレベルではないという部分も、結構、聞いている部分かと思うんです、今までの話の中で。だから、そういった施設が新しく造ろうと思うと、やはり市のほうだけではなしに、やはり県のほうの施設という部分での押しも必要になってくるのかな。三重県として本当に必要な、そういった競技場を誘致するというような考え方をしていくべきなんかなとは思いますが、それをどのように持っていくかという、私にはさっぱりちょっとその辺が全然まだ何もできていないんですけども。正直、場所的には探せば幾らでもまだできてくる、沿岸部に固執さえせんだらできてくるかと思いますので、そういった部分で広げていければなというふうな感覚でしか今ちょっとないものですから。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 伊藤嗣也委員

私は、本当に何年も前から何で四日市に県のそのようなスポーツ施設がないのかというのは、ただ単純に不思議であった、ずっと。それなりの理由があって県が造らんのやと思いますけど、何でかは分からない。

例えば、北勢バイパスを、今、四日市に県は通そうとしておるわけです。その辺のところ、車が増えるわけですから、内陸部のほうにスポーツ施設といいますか、そういう公共の施設が非常に少ない。例えば体操なんかも、非常に有名な大きな団体ですか、体操競技の団体もあるわけですから、三重県として何かこの競技に力入れていこうというのを感じられないし、それにはやっぱりハードの整備が、三重県が造ることによって、ソフトといいますか、指導者の育成、選手の育成とイコールでつながっていくのかなという中、やはり、四日市だけで今までのやり方をずっと続けていくことは市民に説明もできないし、県ときっちり話をして手をつないでいくということは大事やと思いますので、私は、内陸部のほうに県の施設を造って、三重県と四日市が一緒に力を合わせて強化していく何か競技を決めてやっていけばいいんじゃないかなと、逆にそれを提案したいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

県との連携ということですね、しっかりと協議をしていけど。

他にございますでしょうか。

副委員長、どうですか。

○ 小田あけみ副委員長

スポーツ施設の話にふさわしくないかもしれないんですけども、県税の有効利用ということと言うと、一般市民として、県の道路の整備が、というか草取りもしてくれていなくて、すごくそっちのほうを先にしてほしいなというのがありまして、大きなスポーツ施設を造ることだけが県税を感じるものではないのではないかと。決して森委員の意見に反

対するわけじゃないんですが、小さい主婦感覚から行くと、草取りしてほしいなというのがあって、そっちのほうをつい考えてしまいました。小さい意見ですみません。

○ 谷口周司委員長

優先順位ということですね。

他にご意見ございますでしょうか。

今、多くの委員から、県に対して、いろいろ協議をしていくべきであるとか、県がない施設を本市にとかそういう話もございましたが、ちょっと単純なことで理事者のほうに確認をさせていただきたいんですが、今までこういった誘致とか県の施設について、何か県と協議をした実績があるのかなのか、何か。

○ 森 康哲委員

以前、会派で県の部長に、県営の野球場を設置してほしいというお願いをしに行ったことがあります。県のスポーツの責任者としては、この北勢の地域にそういう施設を造るといのは推進計画にも書いてあると。知事の思いもそのように動いていたはずなんですけれども、なぜか断念されたという経緯があります。

○ 谷口周司委員長

県の推進計画に書いてあるんですね。

○ 森 康哲委員

スポーツの推進計画に、それは。四日市とは明言はされていないんですけれども、三重県の北勢地域にそういう県営のスポーツ施設を設置するという、設置したいという。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。過去の協議というのは、あるかないかだけちょっと確認させていただきたいと思うんですが、なければないで。

○ 樋口スポーツ課長

県の施設、私が来てからまだ半年ですけれども、今のところ、ちょっと誘致まではやっ

てございません。ちょっと過去については把握してございませんので、申し訳ございません。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

報道だけあって、結局何だかよく分かんなかった、県がサッカー場を四日市辺り近辺に造る云々という報道があったのって、去年でしたっけ。もっと前か。

○ 谷口周司委員長

菰野町とか二つあったやつですね。

○ 加納康樹委員

候補地があって。それと絡められるといいなと思いつつ。ちょっとよく覚えていない。

○ 森スポーツ・国体推進部長

その報道は、多分、三重県サッカー協会さんが中心になって三重県民会議みたいなものを立ち上げられたというところだと思います。ですので、聞くところによると、特段そういう財源とかそういったものを考えたものではなくて、造りたい、じゃ、どこがいいかなというところの中で、富双緑地とか菰野町とかというのを候補地に上がったというふうに聞いております。

○ 加納康樹委員

あれ、だから、協会さん辺りの思いがぼんと出ただけで、県がしかと何か考えていたものでもないし、ほぼ消えている話ということですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

その辺、消えておるかというところまで把握していないんですが、解散もしていないものですから組織としてはあると思います。この部分に、三重県なり四日市市なり各サッカ

一チームを持っておる市町というところは、行政としても会議には参加をさせていただいておりますけれども、ここ1年ぐらいの会議があったかとかそういう実績はございません。

○ 谷口周司委員長

他にございますか。

今の皆さんの話の中では、県に協議をせよとか話をしていけよというところ辺は、コミュニケーションを取って県の方向性を確認するとか、推進計画に載っているものがどうなっているのか、そういったところ、副委員長は、どちらかというところであれですね、建設よりか、もっとやるべきことあるけれどもというのは前提にありますけど、大きなところでは北勢部にそういったスタジアムを誘致していくということについては、皆さんのある程度の合意は、どうですかね、この県の施設を北勢地域と言わずに四日市にとか、四日市にぜひ県の施設を、スポーツ施設をというところについては、一応皆さんの合意が取れておるということで。

○ 伊藤嗣也委員

四日市が単独で造ると、維持管理も費用をずっと面倒を見ていかないかんですよ。それが、こういう建物が増えれば増えるほど、どんどんどんどん重たくなってくると思うんですよ。そういう面からも、やはり県に建てていただいて、県のほうで維持管理をしていただくということが、私はもう本当に喫緊の課題というふうに感じていますので、本市における維持管理、本当に、これ、厳しくなってくると思いますので、これだけ建物が増えてくると。

以上です。

○ 山口智也委員

すみません、ちょっと理事者に確認を一つだけさせてもらいたいんですけども、この話というのは、もう前々からいろいろ話題に上ってきたので、これまでの過去の経緯というのがあると思うんですけども、今、話しているような市内に県のスポーツ施設を誘致してほしいという話について、過去に県に対して市のほうからそういう働きかけとか要望とかそういったものは、過去にはどうなんですか。状況を少し、もしあれば教えてほしいんですけど。

○ 森スポーツ・国体推進部長

少し曖昧な答弁になって申し訳ないんですが、今回のこの国体に向けた施設整備、総合体育館をはじめとした整備の話が出た頃に、やはり県費の問題、県への問題というのはあったと記憶しております。その当時にどういう形で要望活動を行ったかというのは、今ちよっと資料を持ち合わせておりませんが、当然、担当部局のほうで三重県に対する働きかけ、いろんな形でやったと思います。その結果として、市費でやらざるを得なかったというところの経緯はあったと思っております。

そして、その現状においては、こういった新設の施設、大規模スポーツ施設を国体に向けて整備しておりますけれども、我々としては、新設する大規模なスポーツ施設については、整備が一定終了したかなと。あと、既存の施設が、四日市ドームや野球場を中心に相当古くなってきておりますので、もう大規模改修の時期に来ております。そういった部分を今後の施設整備計画を立てながら、ストックマネジメント的な考え方も踏まえてやっていく必要があるかと考えております。

一方で、冒頭から話が出ておりますようなJリーグのスタジアムのような施設、これが四日市、北勢地域にはございません。これについてどうしていくかというところが、これから10年間の総合計画の中では、そういった設備については誘致に努めていくというところで、市として主体的に整備をしていくものではないという方向性を持っておるところでございます。

○ 山口智也委員

国体に関係したものについては、これまでも県ともやり取りをしてきたけれども、この今話が出ているような今後さらに新たなサッカーなんかの施設をというところについては今後の問題であって、それについては直接まだ県とはやり取りというのはないということではないですかね。

○ 森スポーツ・国体推進部長

これもまた担当レベルの話で恐縮ですが、県においても、県主体でそういったスタジアムの建設に乗り出しておるといふ動きはないというふう聞いております。

○ 加納康樹委員

なので、この県営の施設、スポーツ施設に限らず、施設というところが問題視されていることはもう間違いなく統一されているので、そのことを何らかの形で改めて市議会としてピックアップするというのは問題ないと思います。合意されていると思います。

ただ、それを今回の論点整理シートにいかにか載せていくのか、載せたものを決算の全体会でどのようにさばくのかというのを、正副委員長及び決算委員長にお預けするということで、この場はもうほぼまとまっているんじゃないでしょうか。

○ 谷口周司委員長

この件につきまして、ほかにご意見はございませんか。

○ 森 康哲委員

私も思い直しをして、提案はしましたけれども、皆さんと議員間討議をやらせていただいた中で、やはりこれを決算シートに載せるのではなくて、皆さんの思いとして、委員長、もしよろしければまとめていただいたものをお預けさせていただいて収めさせていただければと思いますので、配慮のほう、よろしくをお願いします。

○ 谷口周司委員長

では、今、提案者から、先ほどこのような発言がございました。所管事務調査でもどうだという声もございましたので、今後その所管事務調査のテーマの候補として残していけたらと思っております。議員間討議はさせていただきましたので、後ほど一応この項目について論点整理シートを作成するかどうかという協議の場はございますので、そこで一度照らし合わせて、これはちょっと一致しないということであれば所管事務調査等で行っていければと思いますので、よろしくお願いたします。

では、この施設の件につきましてはこの程度とさせていただきます、質疑の再開をさせていただきますと思います。

○ 伊藤嗣也委員

資料、ありがとうございました。

16ページの中央緑地資機材倉庫ですけど、これの図面の左のほうに少量危険物倉庫、そ

の下にペンキ室、それから溶接室ってあるんですけど、少量危険物というのは、何をこ
へへ貯蔵されるんでしょうか。

○ 長谷川国体推進課長

草刈り機とか、そういった機械の燃料になります。ガソリンとかですね。

○ 伊藤嗣也委員

そのペンキ室には何を置かれていますか。

○ 長谷川国体推進課長

少量危険物に該当しない範囲でのペンキになります。

○ 伊藤嗣也委員

塗料、シンナー等でよろしいですか。

○ 長谷川国体推進課長

そうです。

○ 伊藤嗣也委員

これ、ちょっと平面図だけやでよく分からないんですけども、少量危険物倉庫、これ、ガソリンですよ。これ、揮発性が高いと思うんですけども、夏場等かなりの温度になるのではなからうかと、これ、想像ですよ、平屋ですからね。これ、溶接室とは、どう、天井はどうなっているのか。要は、ガソリン、揮発しますよね。こちらで、溶接室で火花使いますやんか。そういうのは非常に危険だと思うんですけど。

○ 長谷川国体推進課長

天井には天井板が張ってありまして、区画されておりますので大丈夫。

○ 伊藤嗣也委員

天井、張ってあるの。

○ 長谷川国体推進課長

壁が天井まで届いておりますので。

○ 伊藤嗣也委員

それはもうそう思うんですけど、壁の材料、何ですか。

○ 大澤国体推進課副参事兼課長補佐

国体推進課、大澤です。

石膏ボードで区画されています。すみません、少量危険物庫についても換気装置を設けていますので、その辺は問題ないかと思えます。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。石膏ボード、プラスターボードが準不燃、換気扇で排気しておると。

ただ、私が思うのはあまりにも溶接室と近過ぎますよね、これ。本来、やはり、離して。こんな小さい部屋で溶接する意味がよく分からないんですけど。倉庫って書いてありますけど、真ん中の広い部屋、ここで溶接すればもっと安全性は担保できると思うんですけど、一体何を想定して、こんな狭い部屋で溶接しようとしているのか。こういうのを造られたのか。

○ 大澤国体推進課副参事兼課長補佐

国体推進課、大澤です。

倉庫1については、設計当時に担当課と調整させていただきました。その中で、施設としては、管理に必要な道具等々を置く場所をかなり広く設けてほしいということで倉庫を大きくしています。溶接庫に関しても、中央緑地などのちょっとしたベンチ、ちょっとしたと言うと語弊がありました、すみません、ベンチなど壊れたものを溶接をするということで、この程度の広さで十分だということで調整させていただきました。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。本来はあまりよいなと思うけれども、その程度であれば、気をつけてやってください。以上です。

○ 谷口周司委員長

他に追加資料のご質疑、よろしかったでしょうか。

じゃ、少し私、一つ、資料請求させていただいたところの質問をさせていただきます。

スポーツ推進委員についてというところなんです、現在、定員90名に対して欠員が17名、73名で活動しておるということなんです、これ、17人欠員が出ておっても、当初のスポーツ推進委員としての目的は果たされておるということでよろしかったですか。

○ 樋口スポーツ課長

スポーツ推進委員、相互に協力しながらやっていただいて、目標を達成するよう実施していただいております。

○ 谷口周司委員長

目的は達成されておると。

○ 樋口スポーツ課長

一定の達成はしております。

○ 谷口周司委員長

では、この13名欠員というところなんです、多くの、多分、これ、自治会に振って自治会で人員を決めていただいてというところの中で、成り手不足というところで非常に困っている自治会さんも多いようなと思うんですが、この成り手不足、欠員対策というんですか、今後どのように考えておられるのか、お聞かせください。

○ 樋口スポーツ課長

この、今、成り手不足については、平成29年度に、先ほど説明させてもらった費用、4000円ですが、以前3000円やったやつを1000円引き上げてさせていただきました。

ただ、やはり、今、地域の中で、いわゆるボランティア活動とっていいのかどうか分

かりませんけれども、地域のために活躍するということに、なかなか手を挙げてくれることが少ないというのが実情でございます。その辺、やっぱりもう少し地域のほうともお話をしながら進めていきたいと考えております。

○ 谷口周司委員長

今後、ハーフマラソンであるとか、三重とこわか国体、とこわか大会に向けて、多分このスポーツ推進委員さんの力というのは、かなりお借りをしていくことも多いかと思しますので、ぜひこの成り手不足というのを改善を図っていただきたいと思ひますし、報酬の問題なのかどうか分かりませんが、そのスポーツ推進委員の皆さんとの意見交換というか、皆さんがどういう思いで、どういうところに手が届いていないのか、ぜひそういったところについて協議の場を持っていただいて、ぜひよりよいスポーツ推進委員の活動にしていただければと思ひますので、今後に期待をしていきたいと思ひます。

他に。

○ 井上進委員

すみません、先ほどの件で、ちょっと関連して質問させていただきます。

スポーツ推進委員の各地区の一覧表を見ておると、先ほど言われたように、もう60代がメインになっておるといふ形かと思ひますよ。実際、もう70代に入っておる方もある程度みえる。本当に成り手不足というのが一番顕著に出ておる部分かなと思ひますよ。

やっぱりこういったスポーツって、正直、40代までがまずメインになってもらうのが一番かなと思ひますけれども、そういった形で、市として今後の手だてというか、ただお金を出せばというものではないと私も思ひますし、やる気を出せるようなそういった、例えば、今、運動されてみえる方への働きかけとかそういった部分、今後していくつもりがあるのかないのか、そういったところもちょっとお聞かせ願ひたいと思ひますが。

○ 樋口スポーツ課長

今、やはりこの働き方とか生活様式が変わって、なかなか地域、他人のために働く方がちょっとやっぱり少なくなってきたのかなというふうにお思ひしております。

一方で、この60代の方、多いですけれども、昨日も北勢のスポーツ推進協議会があったんですけれども、やはりどこの市町もやっぱり60代が多いんですかね。ただ、皆さん元気

で引っ張っていただいているのかなというふうに思います。そして、やっぱりそういう経験を若い方へつなげていくのが大事なところで、今この年齢層が、ほかの自治会とかああいうところと比べても、そんなには高いというふうには感じていないのが正直なところでは。

一方で、やはり先ほども委員長からも言われましたように、まだ90人を達成していませんので、地域ともうちよい話しながら増やしていきたいというふうに考えております。

○ 谷口周司委員長

他にご質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、ご質疑もないようですので、追加資料につきましてはこの程度とさせていただきます。

続いて、全体のところに入っていくんですが、どうしましょう、1時間たちましたので、一度ここで10分程休憩を取らせていただいで、残りの全体の部分に入っていきたいと思えます。では、10分休憩ということでお願いをいたします。再開は午後2時10分をお願いいたします。

14:00 休憩

14:09 再開

○ 谷口周司委員長

では、休憩前に続きまして質疑を再開させていただきます。

追加資料に対する質疑が終わっておりますので、それ以外のところでお願いをいたします。

では、ご質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

中央緑地公園に運動施設をたくさん造っていただいで国体ができるように整備をしていただいていると思うんですけれども、以前から北側に橋が架かっていて、その安全対策を新正駅からの動線として、もう少し整備したらどうだということもあると思うんですが、このコロナ禍の中で輸送として、バスの輸送を計画されていると思うんですけれども、このコロナ禍でどういうふうに安全対策を取っていくのか、考え方をまずお聞かせいただきたいのと、橋の利用を今後どういうふうに拡張していったらいいのか。コロナ禍の中で考え方というのも、お聞かせいただければと思います。

○ 大本国体競技課長

国体競技課の大本でございます。

まず、コロナ禍におけるバスの輸送につきましては、中央緑地につきましてもバスの輸送のほうを検討しておる中で、現在、バス会社様のガイドラインによりますと、バスにつきましてはある程度安全性が担保できる乗り物であるということで、人数をある程度お連れすることは可能であるというふうに考えております。

今、中央緑地への輸送につきましてはの考え方としては、三重県の四日市庁舎を、お借りして、そちらのほうまでバスで輸送しようというふうに考えております。そのように進めていくに当たって、お越しいただいた方をそこへお連れして、そちらから徒歩で中央緑地のほうに行っていただくという過程の中で、先ほどお話がありましたその橋を利用していただくというところよりは、国道1号のほうを歩いていただくのかなというふうに認識しております。

また、新正駅からのお話の部分につきましても、先ほどお話がありました橋の部分につきまして、従来からご指摘いただいていますように、安全面について考慮してはというところでもございましたけれども、ちょっとまだ私どものほうでは、そちらのほうの対応まではさせていただけていないのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

説明の中で、バスの対応は今まで以上に台数を増やしたりして対応するということだと思うんですけれども、例えば、1台40名乗れるバスだとしても、コロナ対策をしようとすると、2分の1、4分の1という乗車人数になってしまう。例えば4分の1、10名しか乗

れない場合は、4倍台数が要ることになるんですね、台数自体が。そうすると、それだけのピストンで台数を定時にちゃんとした人数を果たして運べるものなのかと、この国道1号、国道23号、渋滞する中の運動施設に。その辺のシミュレーションって、やられた上での発言なんでしょうか。

○ 大本国体競技課長

すみません、大本でございます。

ご指摘のとおりシミュレーションについては現在まだ進めている最中ございまして、今の発言につきましては、まだそこまでのところについては、確証を得たものではございません。

○ 森 康哲委員

もっと言えば、1台使うごとにピストンということは往復を考えているとか、何回も使い回しするというのを考えておると思うんですけども、消毒も確実にしようとする、ものすごい手間と時間がかかる。バス1台消毒しようとする、そんな10分や20分ではできない。そういういろいろ今考えられることを、やはりきちっとシミュレーションして考えないと、これ、コロナ禍の国体って、三重県が初めてになるわけですよ。どこもやったことない。先進事例がないことをやる。ものすごい力が要るんですね。今の体制でできますか、人的な体制。

○ 大本国体競技課長

今、私どもの課のほうに、宿泊輸送係という一つの係を頂戴してございまして、その中で検討しながら進めております。ですので、現在おる人員の中で精いっぱいやらせていただきたいと思っております。

○ 森 康哲委員

これ、決算なんでね、これ以上は言いませんけれども、ただ、今まで整備してきた中で考え方、これは、やはり、コロナ禍の中で修正はしなきゃいけない。その修正するには、もう時間が本当に迫ってきていると思いますので、その辺を考慮した、考え方を持っていただきたいと思います。

要望にします。

○ 谷口周司委員長

ご意見としてお願いをいたします。

○ 伊藤嗣也委員

関連で。

去年1年間、このコロナ禍でやる前提、基本的にやると聞いたもので、1年間でコロナに関してどういうことをやってみえたのか。先ほど森委員からおっしゃられた件も含めまして、例えば、四日市におけるコロナのPCR検査の件であったり、いろんな体制ですよ、ね、病院の体制だったり、医師会のほうとあって、いろんなところとの協議がなされておらなあかんと思うんですわ、やるのであれば。一体、1年間でどんなことをやってみえたのか。

○ 谷口周司委員長

伊藤委員、令和元年度の決算ということで。

○ 伊藤嗣也委員

いや、すみません。決算とずれてしもうて。

そしたら、もう一回、すみません。消毒とか、今、森委員からありましたけれども、私も輸送手段がバスを用いるのであれば、そういうシミュレーションとか消毒、当然要ると思うんですけれども、令和元年ですが、そういう打合せとか検討とか何かされましたんですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

令和元年度の一番終わりの頃にコロナだったものですから、その打合せ等はない。正直、その3月の段階では行ってないということなんです、ちょっと併せて答弁させていただければ、今年になってから、もうこれで5か月たってまいりました。じゃ、その中で具体的なコロナに対するものがどれだけできておるかという、関係機関との調整までは行っていません。ただ、会場設営計画というのを立てておるものですから、これ

は、去年の段階でコロナが全くない前提の中でやっているものですから、そういう意味では、少し前に長谷川が申し上げましたけれども、いろんなテントとかそういった仮設物が、ソーシャルディスタンスを守るとどれだけのスペースが増えてくるんだとか控室がどれだけ増えてくるんだというところを見ながら、各競技担当のほうで見直しを行っておる状況でございます。その見直しの原案を、今後、また専門業者も入れながら、それを正式なものにしていくというところ。

バスのことに関しましても、まだ、そのバス事業者との協議も行っておりませんが、その辺も、委員ご指摘のように初めてのコロナ禍での国体でございますので、そういったバス事業者がコロナに対してどういう対策を取っておるか、そういったことも聞きながらしっかりとした対策を取っていきたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 加納康樹委員

すみません、じゃ、流れに乗じて、ちょっとだけ令和2年度に突っ込む形の質疑をさせてもらいます。何かといいますと、部局別資料で行くと22分の12、10ページの霞ヶ浦緑地運動施設の整備事業費ということで示してもらっています。霞ヶ浦プールがリニューアルしてきれいになりましたまではよかったんですけど、残念ながら使うことができませんでした、ということになっていますが、三つお伺いしたいのは、もう突っ込みませんから聞かせてください。今年度、プール開放したところもあるんですが、四日市として開放しなかったというところについて改めての説明と、今年度使えなかったことによって、せっかく令和元年度整備したのに、1年使えなくて何か来年に向けて不都合は起きないのか、ちゃんと管理がなされているのかというところだけ教えてください。

○ 樋口スポーツ課長

今年、まず中止した理由なんですけれども、やはり一番の理由は、更衣室等の感染対策

が十分取れないというのが大きな理由でございます。どうしても人数が何百人ってここへ集まって、しかも入る方と出る方がごっちゃになりますので、その安全確保はどうしても取れなかったということが主な原因でございます。

それと、来年に向けてですけれども、管理はきちんとしていますので、来年の営業には影響はございません。

○ 加納康樹委員

それだけ確認が取れたので、もうこの件に関してはそこまで結構です。

続けさせていただいて、四日市市総合体育館の備品整備に絡んでお伺いをします。

様々な備品を整備していただいたんですが、ちょっとこれ、お伺いをしたところ、立派な多目的ホール、多目的室があるんですが、整備途上で、あの多目的室のところに畳を敷いて各武道にも対応できるような整備をという話も聞かなくはなかったようなんですが、結局、あの多目的ホールで各種武道系が行えるような畳の備品等々の整備って、されたんですって。

○ 樋口スポーツ課長

畳は整備してございません。

○ 加納康樹委員

とある武道系の団体の方が、あそこで畳も用意して武道もできるようにするというようなやり取りが備品整備途上にあったという話を私は聞いてきたんですが、なかったんでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

おっしゃるように、確かに武道も、あの総合体育館のほうでやれる競技として計画をしてまいりました。こういった備品を購入する際に検討してまいったんですが、武道については実は武道館が四日市にはありまして、ただ、あの武道館には観客席がないというところで、大会のときには使い勝手が悪いとか使いづらいというのがあって、それを、だからアリーナでやっていただくこうというところなんです。とは言いながら、武道館があるもんですから大会頻度というのはかなり少なくなります。そういった費用比較の

中で、畳、ちょっとそのほかももろもろございますけれども、物については、その場その場のレンタルで対応しようという計画でおります。ですので、大規模大会が誘致できた段階で、こういうのは1年前、2年前に大体決まってまいりますので、当初予算のときに、そういったレンタル備品の費用の予算要求を上げていきたいという考え方でおります。

○ 加納康樹委員

大会誘致の際には、ぜひそれで行っていただきたいんですが、武道系団体で行くと、要するに、だから、多目的室のほうですね。あちらで畳を敷くことによって、日常の練習もできるような整備をお願いするという話も聞かなくはないんですが、そんなのは却下されていたんでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

却下と言うと語弊があるんですが、現時点においては、そういった準備はございません。そういう意味では、武道館というものがあるので、そういった小規模な練習については、そちらをご利用頂きたいという考えの中で、多目的室で武道用の備品をしつらえるという考え方は、今のところ持っておりません。

今後、何せ、造ってそれを育てていくといいますか、いいものに仕上げていくという形の過程の中で、ニーズを聞き取りながら必要なものは追加で整備していくということはあり得るんだと思いますが、それは武道に限らずいろんなもののニーズを聞きながらの対応ということで考えていきたいと思います。

○ 加納康樹委員

分かりました。取りあえず、整備はなかったということで確認のほうはさせていただきます。

すみません、私からは最後になるんですが、もう一点だけお願いをいたします。

22分の11、9ページのところに全国大会等出場選手奨励金ということで改めてお示しをしていただいております。これ、すみません、改めてお伺いをするんですが、切っても切れない話なので、せつかくなので確認をさせていただきます。久しぶりに、海星高校もしくは四日市工業高校のようなところが甲子園に出場しました。さあ、どうします。掛け算のとおりですか。

もう20年ぐらい四日市の高校、甲子園に出ていないと思うのでノウハウがないんだと思うんですが、要するに、以前は何とでもなったと思うんですが、この掛け算だけの金額で済むのかというと、何で高校野球だけというご批判はあろうと思いますが、きっとこれでは済まなくなるんじゃないのかなという気がせんでもありません。そういうときにどういうロジックをお考えなのか。

ちょっと私も、確か私が議員する前の話ですので、四日市の高校が甲子園へ行くのって。恐らくそれは別で予算計上されて、でも、それが、もしかしたら議会にも通らないような予算計上だったのかもしれませんが、今後もしそういうことがあったときにはどうされていくんですかというのを、この激励金に関してやはり方向性は示していただきたいと思って、あえて聞かせてもらっています。

○ 樋口スポーツ課長

大変申し訳ございません。ちょっと、今、把握していませんので、来年度の予算までに整理させていただいて調整させていただきたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

実は、この辺、事務も遅れておりまして、昨年もなかなかいいところまで行っていただいたときに検討もしておったんですけども、結論得ないまま今の状況なんです。といいますのも、経緯的には、昔、かなり以前は、高校野球だけ飛び抜けて金額が高かったんですね。その辺の批判の声も多くあって、様々な競技がメジャーになってきた。サッカーをはじめ高校野球だけではないというところがあって、平準化したというところが経緯としてございます。

じゃ、現状で他市町と比較すると、やっぱり四日市の金額は低い、現状。ちょっと金額、今、記憶ないんですが。うちが例えば5万円とかその程度の金額で、よそは30万円とかその程度の金額だったと思うんですが、その辺の比較を見るという中だったんですが、結論が出ない、よう出し切らなかったのは、やっぱりほかの競技とのバランスとかそういったもの。話の中では、高校野球はNHKに出るからとか、いろいろな話も過去の記録を見ると出てくるんですけども、そういったところを市民の皆さんに十分ご理解を頂けるような根拠というのを作りながら整理をしていきたいという方針は持っておるんですが、現状、結論まで至っていないところでございます。

○ 加納康樹委員

ぜひ、なかなか理屈が通らない話にはなろうかと思いますが、しゃくし定規で済まされる話では恐らくないと思うので、さらに言うと、全国大会って、実はそれこそ国体もあるわけで、その辺をどう線引きするのか等々かなり難しいところがあると思うんですが、ぜひ頑張って予算までに整理してください。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 井上 進委員

すみません。東京オリンピック、キャンプ地の誘致で、これ、本当にコロナの不可抗力みたいな形で、なかなか前へ進んでいない形かと思うんですよ。先ほどの山口委員が言われたように、協定の中で今後も継続して、交流やそういった部分を続けていくというふうな形ではあるんですけども、やはりせつかくこういった部分、協定を結んでおるのに、市民との交流をうまく持っていったらなというふうにも思いますし、今後の交流の在り方というのをどのように捉えてみえるのか、その辺もちょっとお伺いできたらなと思うんですが。

○ 長谷川国体推進課長

市民との交流、オリンピック後も含めて、市民との交流をできるだけメインで考えてはいきたいなというふうには考えております。

○ 井上 進委員

まだ具体的な部分というのは、何もないということですか。

○ 長谷川国体推進課長

昨年の4月には、東京ワールドカップでカナダ体操チームに来ていただいたときには、体操に親しんでいる子供たちと一緒に、模範演技を見てもらった後、拍手会だとかサイン会だとかいった触れ合いの場とかを設けさせていただきました。その中で、カナダの指導

者の方が、たまたま見えていた小さい保育園児の方を手取り足取り指導したとかそういう場面もありました。そういった感じで、直接市民とトップのアスリートが触れ合うような場というのを設けたいなどは思っていますが、このコロナの影響で、来年度どこまでできるかというのはなかなかちょっと、直接触れ合うというのは難しいので、それに代わるものが何かないかというふうに、今、ちょっと検討はさせていただいているところでございます。

○ 井上 進委員

本当に非常に難しい部分かとは思いますが、せっかくある事業ですので、うまく市民に親しんでいただける、運動を親しんでいただけるようなそういった交流を模索していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○ 谷口周司委員長

他にございますか。

○ 伊藤嗣也委員

すみません、ちょっと最後に2点。

国体が終わったら市民が使ったりする施設ありますよね、こういう体育館とか造られましたけれども。災害の観点、災害が起こったときの観点、対応とかは、どのような形で造られたのか。

○ 樋口スポーツ課長

現在、四日市市総合体育館は避難所指定されておりますので、地震等あったときに避難所として機能していくと思います。

○ 長谷川国体推進課長

新しい体育館ですが、災害機能として、まず、発電機、最低限のアリーナの明かりがともせる。また、携帯とか充電できるようなコンセントも使える。それと、貯水槽です。雨水貯水槽と、あと、排水貯留槽を持ってまして、発電機もございますので、災害時で水道が途絶えても、トイレが、貯水槽のいっぱい分はトイレが使えると。

さらに、エントランスを出たところにマンホールトイレが設置できるマンホールも用意しまして、備蓄倉庫のほうには、そのマンホールトイレも配置してございます。

○ 井上 進委員

関連でちょっと。

すみません。先ほど地震等の話ありましたけれども、避難所、例えば、これ、東南海地震の浸水地域に国道1号付近まで入っておるはずなんです、そうすると、この体育館も当然浸水地域の部分とかそういった、例えば浸水対策とかそういった部分はある程度考えてあるんですか。その辺もちょっと教えてください。

○ 長谷川国体推進課長

浸水がどの程度するかというレベルにはあると思うんですが、前の体育館よりはちょっと床レベルが上がっているということで浸水しにくいようにはレベルを取ってございますが、ただ、バリアフリーという観点から、なかなかマウンドを高くするということができませんので、今、現状、できる限りちょっと床レベルを上げたという程度でさせていただいております。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

私から一つだけ。ごめんなさい。

霞ヶ浦の運動設備で、野球場を造った、中央緑地で総合体育館、立派なのを造った、あと、テニスコートであるとかそういったすごいい施設がどんどんできたのに、この今回のコロナ禍で、なかなかオープニングセレモニーもできなかったというのもあるんですけど、市民の方が、こんなにいい施設があるということをなかなか知らない人がまだまだ多くいるのかなというのが実感で、使う競技の方々、野球場であれば野球関連する方は知っているんですけど、それ以外の方々にも、何かこう、広く周知ができる、四日市にはこんなすばらしい施設があるんだというところを、これからそういった周知というのはどのように考えているのかだけちょっと教えていただけたらと思うんですが。

○ 樋口スポーツ課長

委員長、言われたように、立派な施設がようけできてきました。この周知について、しっかりやっていかなあかんと、私ども十分認知しております。

昨日ちょうどアールビーズ様と協定を結ばせてもらったように、まず、ホームページ、ここのほうに各施設のPRしながらしていきたいと。

また、ちょっと総合パンフレットがまだ用意できていませんので、その辺なんかも今後検討していかなあかんなかなという課題を持っております。

○ 谷口周司委員長

ぜひ、シティプロモーション部とかね、そういった広報が得意なところともぜひ連携しながら、このすばらしい施設を周知していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

他にご質疑、よろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、質疑もないようでありますので、質疑についてはこの程度とさせていただきます。

では、これより討論に移ります。

討論ございましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

別段、討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行っていきたいと思いましたがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後、確認をさせていただきたいと思

います。

では、反対表明もございませんので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、歳出第10款教育費、第5項社会教育費につきまして、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（関係部分）、歳出第10款教育費、第5項社会教育費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

全体会に送るべき事項は、よろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

あと、議員間討議のあったところについてであります。提案していただいた森委員からは、論点整理シート、今回のこの決算から予算へのサイクルではなくて、所管事務調査等でまたというご発言もいただきました。論点整理シートにはまとめずに、報告のほうではもちろん議員間討議をやったということは報告に入れていきたいと思いますが、そちらのほうでよろしかったでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、そのように進めさせていただきます。

では、以上で、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計決算認定については終了とさせていただきます。

議案第34号 工事請負契約の締結について

○ 谷口周司委員長

では、続きまして、都市・環境常任委員会といたしまして、議案第34号工事請負契約の締結についての審査を行ってまいります。

議案聴取会で請求がございましたので、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課、長谷川です。よろしくお願いいたします。

資料のほうですが、タブレットの05、8月定例会議、07都市・環境常任委員会、003差し替えスポーツ・国体推進部関係資料、22分の17ページからになります。

よろしいでしょうか。

それでは、森委員のほうから資料請求をいただきました議案第34号工事請負契約について、一般競争入札総合評価方式簡易型における詳細な評価項目についてご説明いたします。

資料、22分の19ページをご覧ください。

技術評価点の中の地域要件、工事地域精通度としまして、平成17年度以降1契約2500万円以上の市内での工事施工実績の有無を評価しております。

次に、企業要件のうち工事成績としまして、本市での舗装工事の過去5年間の平均工事成績を評価しております。そして、優良工事表彰として、本年度を含む過去10年間の本市優良工事表彰の有無を施工実績として平成17年度以降の同種類似工事の実績の有無を評価しております。

なお、同種工事は、表層の舗設面積1万1000㎡以上のアスファルト舗装工事、類似工事は、表層の舗設面積5500㎡以上のアスファルト舗装工事としております。

また、地域社会貢献度として、障害者雇用の有無、次世代育成支援活動実績の有無、災害協定締結の有無、ISO、M-EMSの認証取得の有無、地元業者施工率を、安全衛生

管理として、労働安全衛生マネジメント認証の有無を、技術者要件として、平成17年度以降の、先ほどと同じ同種工事、類似工事の実績の有無を評価しております。

そして、技術力の評価としまして、周辺環境に関する工夫と施工上の課題に関する評価をしております。

周辺環境に関する工夫としましては、施工期間中における施設利用者や周辺に対する配慮として、既設コンクリート舗装等の解体時や施設整備時における騒音、振動、粉じんに関する対策について具体的な提案を求めています。

施工上の課題に関する工夫としましては、施設利用者だけでなく、同時期に施工予定であるパーク P F I 事業工事等の動線とも輻輳することから、当該駐車場や国道 1 号からの進入道の整備に当たっては、部分供用しながらの施工が必要となることや、既存施設の利用者や他工事の工事車両の動線及び安全の確保が重要となることから、部分供用しながらの施工方法と動線及び安全の確保について、対策や課題に関する具体的な提案を求めています。

次ページに、評価項目の表と縦横が逆になって申し訳ございませんが、それぞれの評価項目に対する配点と入札参加者の得点の内訳を記載してございます。

次に、加納委員から資料請求いただきましたパーク P F I 事業工事を踏まえた工程調整についてご説明いたします。

資料、21分の21ページをご覧ください。

本工事の発注に関しましては、四日市市総合体育館整備工事に伴う中央緑地の駐車場台数の減少や、本工事において整備する水路工事が乾期にしか施工できないこと、また、標準工期として10か月必要なことから、本年の10月から来年の7月末までの工期とさせていただきます。

パーク P F I 事業工事の工程が現在では9月中頃から来年の4月中頃となっていることから、工事工程の調整が必要となる期間は、本年10月から来年の4月中頃までとなります。

パーク P F I 事業工事との調整については、先ほどの工事契約についての評価項目のところでご説明いたしましたとおり、中央緑地内の施設利用者やパーク P F I 事業者の動線及び安全確保などを求めているとともに、パーク P F I 事業者に対しましても、本工事の発注計画について情報提供しております。

契約の相手からは、工区割施工ステップ計画による駐車場台数の最大限の確保、駐車場出入口の工事車両と一般車両の分離、一部歩道を先行施工、歩車道分離ブロック等の設置

による歩行者動線の確保、一部夜間施工による日中動線への影響の緩和などが提案されているところです。

契約後の工程調整については、契約後、受注者においてパーク P F I 事業に影響を及ぼさないよう綿密な施工計画を立てる予定でございます。

また、施工期間中は、関係者による工程調整会議等により工事工程や搬出入計画の調整を行うことで円滑に工事を進めてまいります。

次ページに工区割計画図を掲載させていただいております。

工区 1 の施工がパーク P F I 事業に最も大きな影響を与えることから、工区 1 の施工時にはさらに細かく施工範囲を切り分け、歩行者や車両の出入口を確保するとともに、やむを得ず封鎖する場合は、夜間作業を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

総合評価方式の企業要件の中の工事施工実績のところなんですけれども、同種と類似工事というのがあります。実は、これ、本当は総務常任委員会のね、調達契約課のところ指摘をするべきなんですけれども、この同種というのは、実は金額もあって、以前は 5000 万円だった。数年前は 5000 万円の要件があって、それが突然 1 億円になったと。

当然、施工面積もそれによって倍になるんですけれども。5000 万円から 1 億円に変わったときに、どの業者も実績がないんですね、変わったばっかのときは。というのは、5000 万円が要件で今まで業者は総合評価方式の資格があったので、一応この実績というのはいない中で、この 1 年間のうちに 2 者がその要件を満たしたと。最初にとった 2 者しか、今度、評価の対象にならなくなってしまって、それ以降 3 年以上、その 2 者が順繰り順繰り、この総合評価方式で 1 億円以上の舗装工事に関して取るようになってしまった。

これ、行政のミスなんです。同種というものを求めて、そこの点数をつけた以上、そこの 2 者しか評価がつかないようにしてしまった、一番あかんことをしたと。それによって、また、この入札が行われてしまったので、点数を見ると、そこの差が出ているんです

ね。原課として知っておいてもらいたいなと思ってこの質問をしているんですけども。ぜひ調達契約課のほうに、原課からそういう指摘があったよと、これ、どうなのか、確認をしてほしいんです。

○ 長谷川国体推進課長

調達契約課のほうに申します。

○ 森 康哲委員

今の私の説明で分かりましたか、どこがあかんかったのかというの。

○ 長谷川国体推進課長

条件によって点数、加点を受ける業者数が限られてくるよというご意見は理解させていただいたんですが、5000万円と1億円というあたりが、ちょっと今回そういう条件が私も、つけていないと思いますので、ちょっとその辺は調達契約課のほうにお聞きして勉強させていただきます。

○ 森 康哲委員

5000万円から1億円に上がったのが3年以上前なんですけれども、そのときから同種の評価を、満点受けられる業者は2者しかいないんです。その2者が1億円以上の総合評価方式の入札で応札しているのは、実績で分かるんです。それ以外、ないんです。全部確認済みなんで、それを原課として知っておいていただきたい。

また、こういう入札が発注する場合には、やはりそこを指摘して対応しないと公平な入札にはなっていないから、きちんとしてくださいよというのを申し上げているの。

○ 谷口周司委員長

他によるしかったでしょうか。

○ 加納康樹委員

パークPFI事業との工事工程についてということで、資料をまとめていただきました、ありがとうございます。

ちょっと順次確認させていただきたいんですけど、まず、パーク P F I のほうの業者は、この中央緑地の駐車場整備工事と重なっているということは、先刻承知の上、落札されているんですよね。

○ 長谷川国体推進課長

承知しておると認識しております。

○ 加納康樹委員

それで、図示してもらって分かるようにはなっているんですが、4月半ばのパーク P F I のオープン以降、3か月強、この間の影響として最低限にするとはいうものの、フルに駐車場が空いているのと比べると、しかも横は工事中ということを見ると影響はあろうかと思うんですが、その辺の影響はどのように見られているというのを、ちょっと聞きにくいところなんです。影響がゼロとは言い切れないと思いますよね。

○ 長谷川国体推進課長

パーク P F I 事業でオープンする施設も含めまして、中央緑地内では、体育館、それから、陸上競技場、サッカー場も運営しております。横の勤労者・市民交流センター等も開いておりますので、できる限り駐車場が減ることのないようにということで、今、できる限り半分ずつ駐車場を施工して、半分は使えるような形で何とか施工したいということで、今後、この本議案をお認めいただいたら業者と交渉していこうかなと。

業者のほうの提案も、そういったような内容の提案をいただいておりますので、そういった感じで、できるだけ駐車台数については確保していきたいと。

粉じんのほうも、その4月以降ですと粉じんが出るような作業がどれぐらいあるかというのは、詳細な工程を聞いてみないと分からないんですが、もう大分終盤のほうに来ておりますので、粉じん等の問題はないのかな。ただ、どうしてもアスファルトの搬入だとか大型車も入ってきますので、その辺はできる限り配慮させていただきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

ぜひ、お願いしたくて、パーク P F I のほうは別に国体のほうに細かいことを聞いても、

というところがあると思うんですが、恐らく、私も詳しいことは知りませんよ、パーク P F I なので、お部屋の中だけじゃなくて、きっとオープンエアな、お外でも食事ができるような、そんなカフェのイメージもあるんじゃないかなと思って。しかも、その一番いい季節の5月、6月辺り。横でがちゃがちゃしているわけですよね。それが影響を及ぼすとしてもかわいそうな気がするので、その辺は最大限の配慮をこの駐車場整備工事業者さんのほうにはお願いするんですよね。ちょっとくどいですが、確認です。

○ 長谷川国体推進課長

私ども、そういうつもりで工事管理に当たっていきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

それに絡んでですが、その前のところの総合評価方式の数値の、今回の3者の点を見ると、見事に最後の技術力のところだけの差で勝負がついているわけですよね。という、これは、だから、書いてあるから言いますが、福道建設さんは、その辺のところをちゃんと配慮したような提案をしているけど、ほかの2者は、その辺の配慮が足らなかったのを出してきたという、そういうことなんじゃないかな。

○ 長谷川国体推進課長

あまりはっきり言いにくいんですが、結果を見ていただくと、そういう内容になっております。

○ 加納康樹委員

その結果を見て、ちゃんと滞りなく、ちゃんと粛々とオープンできることを期待しております。

以上です。

○ 森 康哲委員

この周辺環境に関する工夫というのは、非公開なんですかね。

○ 長谷川国体推進課長

参加者のほうから提案いただいている技術提案は、その企業のノウハウになりますので非公開ということになっております。

○ 森 康哲委員

施工後の、こういう工夫をしたからこういうふうな、いいふうになったよという点数をつけるやつありますよね。そこにも示されない。この辺は、もう、ブラックボックスなんですかね。

○ 長谷川国体推進課長

技術提案で書かれている内容というのは、施工完了後も非公開ということになっております。

○ 谷口周司委員長

少し、ごめんなさい、この件に関連して。

これ、先ほどの周辺環境のところがありましたけど、これはもちろん公にされて、パーク P F I の事業が併設されて行われていますよってことは、これ、もちろんどの会社さんも知った上で入ってきているということですね。そこに対して周辺環境の工夫が違ったということですか。

○ 長谷川国体推進課長

技術提案を求めるときに、この周辺環境とか施工上の課題の条件の中に、パーク P F I 工事とかと、あと、ほかにも競技場内、中央緑地内で行われる工事があるということは明言しております。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にないようでありますので、質疑はこの程度にさせていただきます。

では、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより採決を行います。

反対表明もございませんので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第34号工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

以上で、議案第34号工事請負契約の締結についての審査は終了となります。

[以上の経過により、議案第34号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

これをもちましてスポーツ・国体推進部の所管事項は全て終了となります。お疲れさまでした。

委員の皆さん、すみません、理事者の入替えもありますので。

午後3時10分再開でお願いいたします。

14 : 54 休憩

15 : 07 再開

○ 谷口周司委員長

では、すみません、少し早いですが、皆さんおそろいのようなので、休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

ここからは、審査順序に基づきまして都市整備部の審査を行ってまいります。
まず、都市整備部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 稲垣都市整備部長

どうもよろしく申し上げます。都市整備部でございます。座って失礼します。

連日の暑い日が続いておりまして、その中で審査いただいております、ありがとうございます。

いよいよ台風シーズンがやってまいりまして、今日も台風の9号ということで、日本に近づいております。今、最新のニュースでは台風10号が今日中に発生をするということなのでございまして、これは恐らく日本のほうに上陸する見込みになってございます。

これまで太平洋高気圧が強かったということで、本州を避けていたんですけども、これからしっかりと気をつけながら、市民の安心、安全を守るために、都市整備部としても一致団結して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今回の議会ですけれども、都市整備部では、議案といたしまして、令和元年度の決算認定、これに加えて、令和2年度の予算、それと、市道路線の認定、こういったものをお願いしております。また、協議会、所管事務調査、それぞれ1件、さらに、報告事項で四つの案件、これをお願いしております。ご審議の中でいただいたご意見につきましては、その趣旨を踏まえさせていただいて、一層効果的で効率的な事業の推進につなげてまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

歳出第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

歳出第13款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

特別会計

土地区画整理事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

○ 谷口周司委員長

では、ここから、決算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、都市整備部所管部分の審査を行ってまいります。

議案聴取会で委員から請求のあった追加資料の説明を求めます。

○ 嶋田建築指導課長

建築指導課の嶋田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議案聴取会でご請求のございました資料につきまして、所管する各所属長から順次ご説明を申し上げます。

資料につきましては、タブレットのコンテンツ一覧、05、8月定例会議会、07都市・環境常任委員会、この中の004都市整備部（関係資料）、こちらの2ページからとなります。

よろしいでしょうか。

それでは、資料4ページをお開きください。

まず、初めに、森委員よりご請求がございました三和商店街の現状について、ご説明をさせていただきます。

三和商店街は、本町7番街区にあり、戦後間もない時期に建てられた木造2階建て、長屋形式の建物になります。私有地内のアーケードなどで接続された計8棟の建築物で構成されており、その範囲は、地図上において赤線及び赤字でお示しした部分でございます。

続きまして（2）、これまでの取組状況では、解体に至るまでの経緯を簡単にまとめさせていただきます。

これまで、市では、三和商店街まちづくり会議や説明会を開催するなどし、再開発の事業化や建物の適正管理を促してきましたが、なかなか進展せず、状況が改善されることはありませんでした。

そのような中、平成29年には台風18号の影響により外壁の一部が道路側に崩落するなど保安上危険な状態になったことから、建物所有者に対し建築基準法に基づく除却勧告処分を2度行ったところ、ようやく昨年11月に1番から5番の計5棟が、また、今年7月には6番及び7番の計2棟が、それぞれ建物所有者によって解体されました。

なお、本年3月には、街区全体の土地利用について地域の皆さんと意見交換を行う場として本町7番街区まちづくり意見交換会を開催しております。

続いて、5ページをご覧ください。

こちらは本町の7番街区における建物の解体前後の写真でございます。

1番から7番までの計7棟の解体によりまして、現在、本町7番街区の全体の約54%が空地となっております。

最後に、土地及び建物の所有状況ですが、1番から5番までの建物が建っていた土地は3筆に分かれておりまして、登記簿上の名義人の数は、法人1社と個人9名による計10名の共有名義に、また、6番から8番までの土地については1筆で、法人1社による単独名義となっております。

なお、8番の建物につきましては、個人の方17名による共有名義となっております。

説明は以上でございます。

○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料6ページをご覧ください。

伊藤委員から資料請求いただきました市が管理する河川一覧を水系ごとに、河川名、延長を表にいたしました。準用河川23河川を青色で、普通河川68河川を緑色で示しております。総延長、約118kmとなります。

資料7ページには、河川図として、国、県の管理する1級、2級河川も含めて河川の位置をお示しました。

なお、7ページの河川図につきましては、表記が細かくなったことから紙での出力も併せてお配りさせていただきました。

私からの説明は以上です。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

三つ目は、道路管理課の石田でございます。道路区画線ライン等の整備状況についてということで、私からご説明させていただきます。

ページは、続きまして8ページになってございます。

まず、道路上にあります区画線につきましては、道路の白色のセンターラインや路側線など道路機能の必要性から道路管理者が整備するものと、横断歩道やそれらを知らせるためのダイヤモンド、停止線や止まれなどの表記、規制を示すものは公安委員会が施工するということになってございます。

例えば、白色のセンターラインは、道路管理者が施工させていただきますが、黄色のセンターラインにつきましては、追い抜き禁止の規制が伴うということになるため公安委員会が施工するというような区分けになるというようなところでございます。

では、次に、整備の状況ですが、1番です、道路管理者の整備状況につきまして、平成31年度の施工量を表にして取りまとめさせていただいております。上から、国が3300m、次に、三重県が2万4685m、最後に市が2万189mでございました。

二つ目に、公安委員会の対応状況でございます。

公安委員会では、箇所数や延長などの施工量を公表していないことから、横断歩道など区画線に係る予算について、ここではお示しさせていただいております。

平成31年度は、県全体で約1億7770万円となっております。表では参考に平成30年度の予算も示させていただいております。

なお、この平成30年12月には、市議会より公安委員会に向け意見書を提出いただいておりますというところを併せて申し伝えます。

私からの説明は以上です。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからは、資料、9ページのほうをお願いしたいと思います。

山口委員から、市営住宅の連帯保証人に関しまして資料請求をいただきました。

その中で、まず、少し飛んで12ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、2018年3月に国土交通省から各都道府県知事等への通知がございまして、公営住宅への入居に際しての取扱いについてというものでございます。

この主な趣旨としましては、次ページの13ページの4行目ほどになりますが、標準条例案、これは各自治体の条例等の基になっておるものでございますが、これを改正し、保証人に関する規定を削除することとしましたので、各事業主体においては住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いしますというものでございます。その際に、保証人が家賃債務保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることに鑑み、緊急時の連絡先等を提出させることが望ましいということも申し添えられております。

一方で、続いて14ページのほうをご覧いただきたいと思います。

2行目からでございますが、仮に保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴い新たに極度額の設定が必要となり、その額を明確に定める必要があります。

また、そこから4行ほど下がったところで、保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には保証人の免除などの配慮を行う、こういった特段の配慮を行っていくことが必要。それと、そこからまた4行ほど下がっていただきまして、公営住宅への入居に際して、必要に応じて機関保証を活用するなどにより保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要、こういったことが述べられております。

すみません、資料のほう、戻っていただきまして、10ページのほうをお願いいたしたいと思います。

こちらが、昨年11月定例会議、都市・環境常任委員会協議会のほうに出させていただいた資料の抜粋でございまして、連帯保証人に関する部分を抜き出しております。

先ほどの通知を受けまして、私どもの対応方針を考えさせていただきました。

まず、1番目が、(1)の民法改正に伴う連帯保証人の保証額の極度設定、二つ目が、(2)の連帯保証人の扱いについてでございます。2の対応方針の中で、それぞれ対応方針を述べさせてもらっておりますが、(1)の民法改正に伴う連帯保証人の保証額の極度額設定に関しましては、連帯保証人を保護する観点から民法が改正されたことを鑑みまして、現行の手続で滞納開始から明渡しに要する期間が約15か月でございますので、その分の家賃から敷金として3か月分をお預かりしておりますので、それを差し引きました12か月

分を極度額として設定するというふうに決めさせていただきました。

続いて、11ページをお願いいたします。

(2)の連帯保証人の扱いについてでございますが、本市の連帯保証人の現状といたしましては、家賃負担のカバーでありますとか緊急時の身元引受けの役割、こういったものを担っていただいております、入居者の居住安定につながっているという実態がございます。

一方、国土交通省からの通知にもありましたとおり、入居者の努力にもかかわらず連帯保証人を見つけることが困難と考えられる方には連帯保証人を減じる必要もございます。そういったことを踏まえまして、条例のほうに原則2名の連帯保証人、明記されておりますけれども、それは維持するものの、必要に応じてその人数を減じることができる基準を明確にする市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱、これを制定いたしました。

また、そこから一つ、1行ぐらい下になりますが、家賃保証業者等の機関保証などを保証条件等や国の支援、他の自治体の動向を見ながら検討していくということで、今後の課題とさせていただきます。

連帯保証人1名を減じることができるものとしたしましては、65歳以上の高齢者、生活保護を受けてみえる方、障害をお持ちの方、あるいは、DV被害者、あるいは、犯罪被害者等となっております。

すみません、続いて9ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

委員からは、住宅使用料の滞納に係る納付誓約件数、連帯保証人への指導依頼や請求の件数、また、連帯保証人が実際に負担いただいた件数、金額という資料請求がございました。それを、3の表にまとめさせていただきました。

こちらにつきましては、納付誓約件数、平成29年から令和元年にかけて、かなり件数減ってきております。こういった納付誓約をして確実に払っていただいているという方が増えたということで、実際、納付誓約件数がかなり減ってきてございます。

それに連動いたしまして、連帯保証人様への指導依頼や請求件数も年々減ってきてございます。

実際に連帯保証人様にご負担頂いた件数、金額は、資料のとおりでございます。

以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ただいまより質疑に入っておりますが、先ほどもお伝えさせていただきましたが、次期予算編成に向けて政策提言が必要と判断される事業等があれば質疑の中で議員間討議を行い、全体会審査に送るに当たっての論点を整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ご質疑がございましたら挙手にて発言を願います。

○ 森 康哲委員

三和商店街の資料、ありがとうございます。

たしか10年ぐらい前に、この委員会でヘルメットを着用して現地視察に入っていた覚えがあるんですけども、その頃から比べると大分もう整理がついてきたのかなど。今、営業されているところや住宅とか店舗が残っているところでも、持ち主が分からなかったり、また、遠くにいて連絡が取れなかったりとかそういうところもまだ残っているかもしれないんですけども、最終的には、その落としどころというのは描いているんでしょうか。

○ 伊藤（勝）都市整備部次長兼都市計画課長

都市計画課の伊藤でございます。

前回6月定例会議会の折の協議会でも少しご報告をさせていただいたところでございますが、今後の対応としましては、街区関係者の合意の下、土地の共同化や高度利用など街区全体のリニューアルを図ることが望ましいというふうに考えておきまして、今後関係者へ街区再編の手法とか具体的な事例を提示しながら、民間投資の再開発の機運を醸成していきたいというふうに考えているというのが方向性というところでございまして、なるべく、ちょっとコロナ禍の状況ではありますけれども、年内にこういった皆さんと話をしつつ、アンケート等で市民の意見、認識も確認しつつ、年度内にまたそういった集まりなどをして方向性というか機運の醸成を高めていきたいというふうに考えています。

○ 森 康哲委員

行政が直接ここを買っていくわけにはいかないと思うので、この中の法人1社と情報交換、特に行政としてできる限りのことはさせていただいて、周りの商店街との連携、こうい

うところも一体的な開発ができるような形でね、進めていただきたいと思います。

簡単に要望をお願いします。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

6 ページ、7 ページの市が管理する河川について、どうもこんな丁寧に作っていただきまして、ありがとうございます。もう感謝申し上げる次第でございます。

市が河川を管理するという事は、どういうことを意味するんですか。

○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。

市が管理するという事で、ちょっとご質問のほうをいただきました。

まずは、市が管理する河川については、市のほうで指定しておく。この指定に基づいて市が管理する。具体的に管理、日常的というか通年的な管理の中で私どもさせていただく維持管理的なもので言うならば、除草であったりとか清掃なりであったりという形、場合によっては修繕であったりとかという形で管理させていただいておると思います。

○ 伊藤嗣也委員

伺ったのは、その川の中と、土手というんですか、横はなんて言うのか、ちょっと。

○ 森 康哲委員

護岸。

○ 伊藤嗣也委員

護岸。両方を管理するのが、市が河川を管理するという意味合いでよろしいのでしょうか。

○ 早川河川排水課長

河川の施設と言われるものの中に、河川の堤防の中のものと堤防も含むものという形のご意味であれば、堤防も含めて管理をしている。

ただ、四日市市の河川においては、比較的上流のほうにおいては、堤防という堤の形態を取っておる部分があるものとないものがございますので、堤防の堤の部分があるものについては堤防も含めてという形になると思います。

○ 伊藤嗣也委員

すみません。ちょっと専門的で。堤防の堤というその専門用語の意味が分からないんですけど。要は、川には堤防が必ずあるとは限らないんですね。その堤というものがある、護岸ともまた違って。すみません。

○ 早川河川排水課長

すみません。もう少し丁寧な説明をすればよかったですと思います。

堤防というものは、私ども理解しておる中で、河川の施設としては堤防という形で定義されると思います。一般的に、計画的な川の水位を比較的高い位置に上げようとする、堤防として盛り上げる土手を造る、このものを、土手のことを、今、堤防であったりとか堤であったりという形で表現させていただきました。

○ 伊藤嗣也委員

その土手というか堤防の管理は、市が管理する河川においては市が管理するという理解でよろしいか。

○ 早川河川排水課長

そのとおりでございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、市が管理する河川には必ず堤防というか土手とか、そういうものがあると。それは、市が管理して、管理するということは、通れるようにするという理解でよろしいんですか。

○ 稲垣都市整備部長

すみません。若干ちょっと補足させていただきます。

まず、堤防という話がございました。分かりやすい形で言うと、天白川の下流部分とかあいったところは、築堤の河川ということで、いわゆる天井川ですよね、そういったものをイメージしてください。こういう堤防がありますと、その堤防自体は、水を流すのに、その強度を確保するために必要な施設ということなので、その管理は河川が行うという形になります。

一方で、上流部分で、こういう平場の中に水路状に川がある部分ってありますよね。そういった場合に、必ずしもその横側の通路というのを河川が管理をするということでない場合もあるということです。そういう上流部分の河川では、川の水が流れるところの、その断面を確保するため、ブロック積みとかそういう施設の整備をしますけど、そのところまでは確実に河川の施設として管理します。

委員からご質問があった、その横の通路ということについては、河川上、管理をするために必要である場合、河川がそれを併せて河川施設として整備して管理する場合、これがまず一つありますし、場合によっては道路として機能している場合、そういった場合は道路として管理をしている、そういった2種類の場合があるということでご理解いただきたい。まれに民地でそういった部分の全くないといった川も上流部においては存在するというところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。いろんなケースがあるんだなとは思いました。

ただ、これ、台風も近づいていますけれども、昨今のこのゲリラ豪雨といいますか雨というものは、予想を超える雨が瞬時に降るわけですよね。それで、その周辺に住んでいる住民の方々、下流域とか、大変不安に思っておられます。自分でも、やはり川を見に行きたいという方もみえるんですね。だけど、そういう人が物理的に見に行くことができない川が市が管理する川である。川の中へ入っていかないと、中を通っていかないといけないという、非常に危ないと思うんですね。ですから、その川を使って野菜とか育てたり、いろんな作物であったり、有効に使っているので大事に思うている、だけれども心配ということで、やっぱり川に単純な住民の思いがあるわけです。ですから、ちゃんとね、堤防、堤防じゃない、それはもう市が管理していないと。だから、もう通れないんだという状態

のところがある場合ね、もうそれは、その状態を放置していけば、どんどん酷くなっていくんですね。もう、里山みたいになっていってしまって、もう枝がぼっと伸びて、今度、川のほうへ覆いかぶさって、それが倒れるとかね。だから、やはり私は管理が要ると思うんですけども、管理の在り方は別にいろんなケースがあるとしても、どうなんですかねというのが、この資料をお願いしたんですけど。

○ 早川河川排水課長

先ほど、伊藤委員から川の管理についてご質問をいただきました。

私どものほうとしても、特に山間にあるところの川からは木が倒れてきたり、場合によっては、その木が河川の断面を阻害してしまうようなことがあるという形。こちらについては、必要に応じて緊急的には河川のほうでも対応させていただいておるという形でございます。

○ 伊藤嗣也委員

これだけの川を全部均一、統一的に同じレベルで管理というのは難しいというのは分かります。ただ、ちゃんと管理していなかったがゆえ災害が起こったということだけではないようお願いしたいから、このような資料要求、質問させてもらっていますので、どうかその辺ご理解いただいた上で今後ご検討ください、よろしくお願いします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

1点だけ教えてください。

6ページ、7ページの市が管理する河川についてというところで、ここに名前が出てこないの、実は環境部のところのクリーンセンターの周辺環境整備事業のところ、岩川という名称が出てくるんですけど、あれは、だから、河川じゃなくって用水路、水路ということなんですか。

○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。

岩川につきましては、米洗川の上流域に流れる水路という扱いになっておりまして、地元の方は岩川という形で、通称で呼んでみえる河川でして、河川として指定しておるものではないです。

○ 加納康樹委員

ですので、米洗川の上流、支流というところともまた違う、そこに入ってくるやつですか。

○ 早川河川排水課長

すみません。ちょっと1点、言い忘れがございました。

岩川については、市街化区域と市街化調整区域の間を流れる水路でして、整理としては市街化区域を流れる水路となっておりますので、上下水道局が管理する水路という扱いになっております。

○ 加納康樹委員

すみません。環境部のときに聞かなかったんですけど、勉強させてほしいんですけど、だから、この図面的に行くと、その米洗川に、どこかでタッチしている水路なんですか。

○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。

米洗川の、ちょっと位置図を、河川図を見ていただくとあれなんですけど、下流から一つ目の沢の川の分流点がございまして。もう少し上っていただいて、米洗川支流との分流点もございまして。上っていただいて、緑と青の境目、一番上流部だと、この緑と青色の境目のところに合流する水路でございまして。

すみません。その緑と青が合流する水路の300mほど下流域のところに合流する水路でございまして。北から南向きに流れる水路となっております。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 山口智也委員

市営住宅の連帯保証人に関する資料をありがとうございました。

この件については、私自身、非常にちょっと問題意識を持っていまして、できましたら後ほど提言書にという思いもありまして、できましたら、後ほどですけれども、委員の皆さんからも様々なご意見をいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

この件については、今年度、令和2年度からの運用ではありますが、昨年度、実質協議をして見直ししていただいておりますので、この決算の場で取り上げさせていただくことをお許しいただきたいと思えます。

昨年度、協議会で扱ったときに、私も委員長なのでなかなかその場で発言ができないというのもありましたし、昨今の全国の自治体の動きを見る中で、この決算の場で意見をさせていただければなという思いでございます。

何を問題意識として持つておるかって言いますと、身内がない高齢者や障害者らが市営住宅に入居をしようとする場合、連帯保証人を求められることが、全国的にも大きな壁になっているというのは、もう皆さんもご承知のことかと思えます。

そうした中、資料にも出していただきましたけれども、2018年3月に国土交通省のほうより、入居要件から保証人規定を外すよう自治体に要請をしておりますけれども、全国の多くの自治体で、いまだその規定が残っている状況であります。

本市も昨年度見直しをして協議会でも示していただきましたけれども、規定は実際はまだ残ったまま。減じてはいただいておりますけれども、連帯保証人の規定は、限定的ですけれども残ったままという状況であります。

しかし、そもそも、じゃ、連帯保証人が実質必要なのかという疑問を持っておりますし、連帯保証人が見つけれないで入居できないという状況が本市でも当然あるわけなんですけれども、これは、その住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸をするというこの公営住宅法の目的が果たせていないのではないかと、こういう問題意識を持っております。ということ为前提に、ぜひ質疑をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、資料を出していただきましたが、まず、資料の見方を教えてほしいんですけれども、59分の5ページのところなんですけれども、例えば、3番のところの納付誓約やさまざま

な請求件数なんかの数字を出していただきましたけど、例えばですが、令和元年度、納付誓約件数が82件、連帯保証人への指導依頼請求件数が10件、実際、連帯保証人が負担したものが2件で15万円余ということなんですけど、これ、令和元年ですと、82件中の10件は連帯保証人さんに請求をしたと。そのほかの72件というのは、結局本人が支払ったということなのか。さらには、その10件の連帯保証人への請求件数のうち2件は連帯保証人が払った。残りの8件はどうしたのか。法的措置に移行したのか。この辺りを、表の見方をまず教えていただきたいと思います。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

今、山口委員からは、資料のほう、3番の表の見方ということでご質問をいただきました。

まず、誓約件数に対して連帯保証人への指導依頼請求件数ということでございますが、この納付誓約に関しましては、連帯保証人に行くまでもなく、例えば一月でも滞納があれば、なかなか低所得の方ですので、例えば1回分丸々払ってくださいと言っても払ってもらえない方も結構おみえになります。ですので、そういった分割納付も含めて、なるべく早期にこういったお約束を取り付けております。そういった中で、2か月、3か月というふうに増えてまいりますと、連帯保証人さんのほうにも指導なり請求なりをさせていただくこととなります。その件数が10件ということでございます。

実は、この10件のうち2件、連帯保証人さんがご負担いただいたということですのでけれども、実は明渡し請求も昨年度2件行ってございます。ですので、それ以外の方に関しましては、何らかの誓約をいただいて、その後、お支払いをいただいているということでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

82件中の2件は連帯保証人が最終的に払い、また、それとは別に2件が明渡し請求を行ったということで、それ以外は全部最終的に本人が支払いをしていただいたということで理解してよろしいのでしょうか。

○ 小田市営住宅課長

全部払い終わったかどうかは別としまして、少なくとも誓約をいただいて、それに基づいてお支払いをいただいております。

○ 山口智也委員

例えば、平成29年で言いますと、初期の滞納が始まった方に納付誓約をしたのが219件中、最終的に連帯保証人が負担したのが僅か3件と。令和元年度も82件中の2件が連帯保証人が支払ったということで、この数を見ると、実際、その連帯保証人という方法が、必ずしもその効力を発揮しているのかということをしごく疑問を持つわけですね。多分、役所としては確実な回収のために連帯保証人というのが必要という、そういう大前提でこの制度を残しているとは思いますが、どうもその数から行くと、本当に連帯保証人というものが絶対必要な手法なのかなというのは疑問を持つわけなんですけれども、その辺りの考え方はどうでしょうか。

○ 小田市営住宅課長

今、山口委員からは、誓約件数から見て連帯保証人さんが実際負担していただいている件数が少ないということから、あまり機能していないのではないかとご質問だったかと思います。

これにつきましては、例えば、滞納した場合に連帯保証人へ指導依頼等をさせていただいております。連帯保証人さんと、その債務者の方がお話しいただく中で、そういった連帯保証人様から、滞納者の方にいろんなお話があるということで、その滞納者の方の支払いに結びつくというようなケースも実際には数多くあるというふうに思っております。

むしろ、連帯保証人さんに払っていただくというよりは、そういった意識づけをしていただくなり、もし滞納になれば、連帯保証人さんのところまで、そういった請求なり指導依頼が行くということをやっぱり知っていただいて、その後の定期的な支払いにつなげていっていると、そういうふうな認識でございます。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。課長がおっしゃる意味は非常によく分かります。

しかし、そうであれば、連帯保証人でなくても、もうちょっと違う、連帯保証までは負

わないけれども、その指導をしていただけるような立場の方についてもらうということにとどめていってもいいんじゃないかというふうに思います。納付誓約は、当然そこで抑制が利きますし、また、そういう別の、連帯保証人ではないけれども何か後見人的な方を付けてもらうだけでも、それでも抑止力が働くと思います。何も、その連帯保証人という高いハードルを設けて入居要件に壁を設ける必要はないのかなというふうに思います。

最近では、多くの自治体が、いろいろ全国の新聞を見ておっても、国の方向性を受けて連帯保証人の規定を廃止する流れが非常にあるかなというふうに感じておりますけれども、本市も、最近のこの流れ、当然国としては、先ほど資料として出していただきましたけれども、地域の実情に応じて、仮に連帯保証人を置く場合についても記載はされておりますけれども、国のこの通知というのは、一番の原則としては、やはり連帯保証人の規定を廃止していくという、廃止をしてほしいという、そういうことが書かれているというふうに理解をするんですけれども、なぜ本市は、そこまで、その連帯保証人という規定にこだわるのでしょうか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

今、山口委員からは、国からの、国土交通省からの通知の趣旨として、基本的にはその連帯保証人の規定をなくすべきではないかと。それに反するような形で、今現在、本市が対応しておるのはなぜかというご質問かと思えます。

こういった議論を進めるに当たって、私どもも他市の状況等もいろいろ調べてきました。その中で、比較的先進でございました岡山県岡山市等に問合せをしたところ、連帯保証人さん、基本的にはあまり機能していないというような答えもいただいております。

本市の場合は、先ほどからご説明させていただいておりますとおりに、連帯保証人さんには、大いに、この入居者の方の安定的な居住、そのお家賃の面もそうですし、例えば独り暮らしの方であればその身元保証的な役割も含めまして、本市においては連帯保証人さん、十分に本当に役に立っていただいていると、そういう認識がございます。

これが、四日市の現状という認識でございます。また、この三重県内においては、今のところ、まだ保証人を全くゼロにするという自治体は、今のところ、私どもの情報としては持っておりません。そういった中での判断ということでございます。

○ 山口智也委員

それは、市が幻想を持っているだけです。岡山市も、議会で様々な議論や議員で勉強会もして連帯保証人を廃止したという経緯があります。四日市は、連帯保証人の役割が機能していると言いますが、それって本当にそうなのかなって。連帯保証人に代わる制度でも、ある程度抑制が利いていくんじゃないかなというところは、そこまで深い議論というのはしているんですか。

○ 小田市営住宅課長

今回の国土交通省の通知までは、以前からの標準条例案に基づいてほとんどの自治体が対応してきておりましたかと思います。そういった中で、そういう役割を果たすのが連帯保証人さんという位置づけでずっと来ておりますので、ちょっとそのほかに代わるものという視点では、あまり深い議論は確かにしておらないと思います。

実際、その連帯保証人に代わるものが、あくまで例えば機関保証等のものも想定をされると思うんですけれども、そういったものというのは、あくまで画一的な保証。特に家賃の保証の面だけになってしましまして、その身元保証的なものにはやっぱりなりづらいのかなというふうにも思っております、やっぱり連帯保証人というのは、基本として必要ではないかというふうに考えております。

○ 山口智也委員

じゃ、全国でその規定を外したところの自治体は、身元保証人制度は機能していないということになるんですけれども、そういうことになりますよね。連帯保証人が絶対条件ですか。

○ 小田市営住宅課長

すみません。私どもも、そんなたくさんの市に全部聞き取りをしたわけではございませんで、少なくとも私が直接ちょっと聞きましたのは、その岡山市でございました。そういったところでは、そういった情報を得ております。

少なくとも、私どもの認識としては四日市市としましては、連帯保証人の制度は機能しておるといふふうに考えております。

○ 山口智也委員

ちょっと平行線なので別の質問をさせていただきます。

次、14ページの国の通知の上から10行目ぐらいかな、七、八行目のところですけども、保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないように、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合は保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど特段の配慮を行っていくことが必要とありますけれども、本市はどのように運用をされていますか。

○ 小田市営住宅課長

本市におきましては、基本、1名減ずることができるものが大半で、特に、生活保護を受けてみえる方で恒久的に今後も続くだろうと思われる方、そういった方が天引きという形で家賃をお支払いいただく場合には免除という規定も設けております。

また、募集のほうには、いろいろ表記のほう、第2回の定期募集からも若干変えさせてもらってはおりますが、原則2名ということはどうたわせてもらっておりますけれども、あくまで原則ということで、そういったこと、ご相談が受けられるような文章に変えさせていただいております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

非常に曖昧な記載にとどまっているのかなと思います。ここまで国が求めるほどの規定をしっかりと要綱に記載をしているというふうには思えません。

じゃ、実際、本来入るべき人が入れないという状況を、これはもう絶対防いでいかなければいけないんですけども、連帯保証人が壁で入居を諦める人というのは、例えば、定期募集、1回の定期募集で、そういう相談というのは何件ぐらいありますか。

○ 権野市営住宅課住宅係長

市営住宅課住宅係、権野です。よろしく申し上げます。

保証人が理由で諦める件数としましては、正確に把握はしておりませんので申し訳ないんですけども、確かに窓口に来られて保証人は何人要るかとかそういう相談を受けたと

きは、今年度から要綱をつくらせてもらった、減ずる要綱、または免ずる要綱、生活保護について、そういうものに照らして説明はさせてもらっています。

今回、第1回の定期募集については23件の入居を募集したんですけれども、3件のキャンセルがありました。そのことは保証人が原因と取れるかもしれませんが、また研究を進める必要があると思います。

○ 山口智也委員

1回の募集でそれだけは実際あるわけですし、当然、その相談に来る前に募集要項を見て諦めてしまう。たとえ減じて、今現在、2名、1名、ゼロというそういうふうになっていると思いますけれども、それでもやはり相談に来る前にもう諦めてしまうという、役所として把握し切れていない部分というのは、当然もっともっと何倍もあろうかと思っています。1人でもそういう方がいるというのは、非常に問題があるというふうに思います。

長々ちょっと質疑させていただきましたけれども、私の考えは、結論的には、この入居の要件という部分と、それから、滞納対策というところは、しっかり切り分けて考えるべきではないかというふうに考えております。

例えば、その滞納対策、先ほど少し話出ましたけれども、民間の保証会社を活用することもあると思いますし、先ほどちょっと申し上げましたけれども、連帯保証人というそういう立場ではなくて、指導してもらえるその後見人とかそういうような人を立てるとか、緊急連絡先でもいいと思いますけれども、そういう方にそういう役割も少し担っていただくとか、手法はほかにもあると思います。大事なことは、入居要件のところそういう壁を、国の通知があるにもかかわらず、いまだに四日市は立ち後れているようなやり方をやって、1人でもそういう方がおったら役所としてはそれは大問題ですよ。だって、法律の目的で書かれているんですもん。これ、重いですよ。そういう方がおったら、これ、訴えられたら、あなた方、負けますよ。そこら辺ちょっとまとめて部長から答弁いただきたいと思います。

○ 稲垣都市整備部長

様々のご意見をいただきました。

まず、この連帯保証人の扱いについては、私が都市整備部長になった中で、いろんな状況とかそういったものを含めた中で、まずは一つ、減じたりとかということをもまずはつき

りさせていこうじゃないかということで見直しをかけさせていただいたという経緯がございます。

いろいろ国の通知も含めてご示唆いただいたところでもありますけれども、肝としては、住宅に困窮している方がハードルなく入れるようにしなくてはいけないという点にまず一つは尽きるのかなというふうに思います。

一方で、貸主としては、要は、きっちりと滞納対策をやらなければいけない。この二つの、ちょっとこれは実際のところ相反するような課題になっているというふうには認識をしております。その中で、保証人が確保できない、これは身よりがなかったということでそういうハードルがあるということですので、現在、機関保証をやっている自治体を調査して、早期に四日市市でもできるようにであれば取り組もうということで、それを調べるように指示を出しているところでもあります。

一方で、連帯保証人が身元引受人的な形で機能してきたということについては、特にここ数年、四日市の市営住宅の運営につきましては、かなり今入っている方に寄り添った対応を進めてございまして、そういった意味で非常に今住んでおられる方と距離が近いという状況になっておりますし、新しく入ってこられる方についても、そういう形になっているというふうに、これは私どもも自信を持って思っているところでございます。

そうした中で身元を引き受けてもらえるような仕組みとかそういったことの確保ということについてはきっちり確保していかなきゃいけないなということでございますので、方向としては、身元を引き受けていただけるということと、保証会社、機関保証、これをまずは次のステップとして検討していこうということで考えております。

完全な撤廃ということにつきましては、この9ページの事例を見ていただいても、まず、納付誓約、これは寄り添った対応をするということで信頼関係ができて、きちっと払っていただけるということで、だんだん減ってきているという、これが実態であります。その中で、やはりどうしても払えなくてというケースが、やっぱり少なくなってもあるわけでもございまして、そのときに、僅か2件と言われるかもしれませんが、本当に困る、困っている方のお二人が市営住宅から追い出されなくて済むといった意味で、これは私は大きいことだというふうに思っていますので、それに代わるような対策が取れるかどうかといったところが肝だと思いますので、しっかり研究を進めて次のステップに進んでまいりたいというふうに思っております。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

連帯保証人が最終的にけつを拭かなくても、例えば一つは、やっぱり大きな対策としては、民間の保証会社をしっかりと活用するということもあるし、本当に悪質なケースについては法的措置に移っていったらいいわけですので、そこはしっかりと、もう繰り返しますけど、入居要件とその滞納というところはしっかりと切り分けた形で、本来国が要求しているような形に本市もこの件で先頭切ってそこにしっかりと、県内の他市町もしっかりリードしていくような形でやっていってほしいなという思いがありますので、今、部長からは前向きな答弁をいただいたというふうに理解しておりますので、次のステップという言葉もありましたので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思いますので強く要望させていただきます。ありがとうございます。

○ 谷口周司委員長

山口委員から冒頭、決算から予算に向けた提言のところでの提案というのは、後ほど提案させていただくか、ご意見を聞かせただけだと思うんですが。

○ 山口智也委員

決算と予算の連動という部分では、数字が絡む話ではありませんので分類的にはその他というところになってくるかと思うので、上げれないことはないと思うので、そこは皆さんのご判断に従おうかなと思っております。できましたら私としては上げさせていただいて、議会全体の問題の意識を共有させていただければというふうに、今は思っております。

○ 谷口周司委員長

今、山口委員から提案、議員間討議をやってはどうかというところでございますが、皆さん、ご意見はいかがでしょうか。

私としては、今回このコロナのことで、これからも入居を希望する方が増えていたりであるとか、また、それに対して空き室の修繕も含めながら多くの方に入っていただくとしてもらっている中で、やはり国の通知に対してどのような対応をしていくのかというところは、しっかりとやっていく必要があるのかなと思います。また、部長からも前向きな答弁はいただいておりますが、議会としても、この委員会からしっかりと意見を述べて

いくというのも大事なのかなと思いますので、もしご異議がなければ、少し議員間討議をさせていただいて、後に、論点整理シートに取りまとめていくかどうかというところをまたご議論させていただければと思いますが、少しこの件について議員間討議をさせていただければと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、これより、少しこの件につきまして議員間討議をさせていただければと思います。山口委員におかれましては、改めて少し整理をしていただいてご提案をいただければと思います。よろしく願いをいたします。

○ 山口智也委員

先ほども私の問題意識というところで最初に申し上げたところではありますけれども、本市が何も国の通知に対して動いていないわけではなく、皆さんご承知のように、昨年度の協議会で示していただいたように、現状の連帯保証人2名というところから、条件を3段階に分けて、2名、それから1名、ゼロということできっちり分けていただいております。ただ、それでもやはり、1人でも市民の方が連帯保証人が壁で、本来入っていただかなきゃいけない方が、それが壁になって入居を諦めてしまうということがあるとすると、それは、法律の趣旨、目的からもそれる話になりますし、やはり徹底的にそこは、他市でも、今、非常にこの件については現在進行形で動いているところでもありますし、やってやれないことはない。知恵を絞って滞納対策というところと入居要件とはしっかり分けながら別の手法を取り入れていくということ。それでいきなり滞納者が増えていくということであれば、それは変わってくると思いますけれども、そこは心配ないのかなというふうに思いますので、ぜひ現状を変えていくような方向で市のほうとしても動いていただきたいという強い思いがありますので、ぜひ皆さんも、そこにご理解いただければ非常にありがたいというふうに思っております。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

先ほど、山口委員からご提案をいただきました。

これより議員間討議とさせていただきますので、皆さんご意見ございましたら挙手にてお願いをいたします。

また、理事者への質疑につきましては、単純な確認のみとさせていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

では、ご意見ございましたら挙手にてお願いをいたします。

何かございますか。

○ 伊藤嗣也委員

すごくよく分かる話ですね。例えば、仕事がなく、仕事を探そうにも、住所がなかったら仕事を探すことすらできないという現状がありますよね、今の日本の社会において。そういう人は、やっぱり住所、住むところがなくなっていくと、もうどんどんどんどん、世の中から疎外されていくといいますか、厳しい状況に追い込まれていくという現状があると思うんです。何のために地方自治体が市営住宅というものを造って、直接に運営、維持管理しておるかということやと思うんです。今、行政は、いろんなものを委託であったり指定管理であったりしている中、これは直営でやっておるところは、やっぱり私は、この市営住宅の大切さというのがあるのかなと。

それと、敷金をたしか入れていますよね。それを入れることによって、連帯保証人という扱いは、私は必要ないのではないかなというふうに思うんですけれども、保証金ではないかもしれませんけれども。

礼金は別に必要ないと思うんですけど。何らかの、恐らく、例えばですけど、すみません、私の知り合いのお母さんが、ある方の市営住宅の保証人になっておりました。そのお母さんが亡くなったのは数年前です。その数年前に亡くなっておるのに、その入居者の方が亡くなったら、その亡くなったお母さんのところに保証人になっておったから市営住宅課のほうから請求が来たわけですね。ですから、本当にきちっと管理できておるのかというふうにそのとき思って、これはちょっと相談を受けたんですけど。母親が死んで何年もたつのに、こんなのが来たんやけどという。だから、本当にこの連帯保証人制度というものが本当に必要なのかというと、私は、クエスチョンマークが、今、ついています。

○ 山口智也委員

それは、連帯保証人がきちんと更新されずに、お母さんが亡くなった大分後に、亡くなったはずのお母さんのところに保証の請求が来たということですか。

○ 伊藤嗣也委員

と思う。僕も詳しくちょっと覚えていないんですが、亡くなってね、数年たっておる方に請求書が、連帯保証人の方に来るということ自体が、既にこの制度は、私としては、何かクエスチョンマークだったような記憶しています。もう一度やはりきちっとこれは見直すべきやというのは、そのとき感じました。

○ 谷口周司委員長

見直すべきだということですね。

○ 森 康哲委員

この保証人制度というのは、もう大分前からですよ。住宅困窮者に対して行政が住宅を提供するようになってから、もうずっと続いていることだと思うんです。ただ、民間の、アパート経営者もいるわけで、そこへの補助制度もあると思うんです。生活保護家庭の方が民間のアパートに入る場合に、上限はまた後で確認しますが、ある程度の額の補助制度があると。そういうところの活用もできるし、民間のアパートは保証人を求めない、もう大分前からそういう制度が確立されているので、その辺の行政とのすみ分けという意味ではカバーもしているのかなと、一方では、そういう条件があるのかなというのもあると思うんです。行政の役割の中で、じゃ、どういうふうにしていくのが一番いいのかというところは、今の時代に合った山口委員がずっと説明されたように、以前の二人制度をずっと続けていくのがいいのか、または違う形でしっかりとした担保が取れるように持っていくのがいいのかというのは大事な部分と思うので、その民間のノウハウもやっぱり行政も学ぶべきところに来たのかなと感じております。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

難しいところがあって、山口委員もおっしゃっていましたが、確かに保証人という制度がどうなのかというところを協議するのと同時に、では、とはいうものの家賃が滞納になった場合に、きちんと家賃は徴収できるというところをどう確保していくのかというところを並行して私たちも、それ、考えなくてはならないと思いますので、並行的に議論するためにも、俎上に上げることはよろしいのではないかと思います。

○ 山口智也委員

部長も加納委員もおっしゃったように、これ、相反することですので、入居要件をぐっと下げる、でも、一方では確実に支払いをしていただく必要がある、当然ですけれども。これ、相反することですけれども、これ切り分けるという、考えるということも一つ大事なかなというふうに思います。

例えば、令和元年度で言うと82件、初期の滞納が始まって納付誓約をしたと。結果的に連帯保証人が負担したものが2件で、明渡し請求をしたものが2件ということで、その残りについては、最終的には、その本人が、期間はかかっても、丁寧な指導の下、役所も大分苦勞して、何度も何度も指導していただいて、最終的には本人に支払いをしていただいているということでもありますし、もし、駄目なら、もう本当に最終的には法的な措置というのものもあるし、また、先ほども言っているように、民間の保険会社というふうなことも活用すれば、その最終的な徴収ということも、徴収というか不足分をしっかりとカバーするというところもできるかと思っておりますので、いろいろ知恵の絞り方で、カバー、解決に向かえるんじゃないかなというふうには思っております。

○ 伊藤嗣也委員

もし理事者にちょっと聞ければありがたいんですけど、よく民間で、私の知人もアパート経営しておって、Aさんに貸したのに、実際にAさんが住んでいなくて、Aさんは誰かに又貸しして違う人が住んでおるといようなケースがあったんですね。それから、1人で住んでおるはずやったのが複数で結果的に住んでいるとか、民間ではいろんなことが起きていること、耳にはしているんですけど、四日市の市営住宅の場合は、その辺のチェックといいますか管理は、ちゃんと行われておるのでしょうか。

○ 小田市営住宅課長

今、伊藤委員のほうからは、本来の入居者でない方が住まわれてみえたり、同居になっていない方が入ってみえたりと、そういったお話かと思います。

市営住宅、基本的には各団地に住宅管理人さん、置いております。そういった方にはどういった方が入っているかという情報は行っておりまして、それ以外の方が見受けられた場合には私どものほうへ連絡が来まして、私どものほうで指導をさせていただくと。それでも聞かない場合は、これは明渡し請求の理由になりますので、中にはそういった理由で明渡しを求めていくケースもございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

ちゃんと管理をされておるといふような理解をいたしました。ありがとうございました。

○ 谷口周司委員長

他にご意見は。

○ 小田あけみ副委員長

今、ちょっと市営住宅の連帯保証人というので調べたんですけども、連帯保証人になって多額の金額を請求されて困っているとか、本人が住んでいる限りは連帯保証人を解約できないと言われて困っているとか、本当に困っておられる方がたくさんいるんだなということが分かりましたし、また、連帯保証人がいないことで入れないという困ったお声もたくさんあるのが分かりました。

ただ、そうとは言っても、賃貸料が払えない人が入って市の財政を圧迫するというのも困ったことなんだろうなというのでも理解できます。

その中で、保証会社というのについても読みましたところ、保証会社が入ることは払わなくていいということとイコールではありませんよと。きちんと保証会社にお支払いしていくんですよというのを読んで、なるほどなと思いました。

ですので、連帯保証人が必ずしも必要なのかというのは、本当に私も疑問に思います。保証会社という制度があるなら、そちらを利用するというのはとても合理的であるし、別に、代わって保証会社が、そのお支払いを求め続けていく、そして、払ってもらったものはきちんと市に戻ってくるのであれば、別に連帯保証人である必要はないのではないかな

というふうに思いました。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと、山口委員に教えていただきたいんですけど、例えば、知っている範囲でいいんですけど、知的障害なんかの、精神も含めて、そういう方が保証人を探すということは、物理的に可能ですか。現実には、そういうのを聞いたこと、ありますか。

○ 山口智也委員

家族とかがおられたら、当然保証人になっていただくことが多いかと思うんですけども、なかなかその方が家族がいなくて親族と縁遠かったりすると、もうなかなかね、もう保証人は当然探すことも難しいかと思うので、なかなか実際に入居するということとは困難かなというふうに思います。

○ 谷口周司委員長

ちょっと理事者の方に確認させてください。

先ほど副委員長からありました、連帯保証人って、途中でやめれないんですけど、やめられるようになったんですけど。

○ 小田市営住宅課長

あくまで連帯保証人様ですので、その入居者の方が、例えばAさんからBさんに変更したいという申出があれば変更はできますけれども、そのAさんが申し出て、勝手に下りるということは、現行ではできないです。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 井上 進委員

本当に生活に困窮している方が入るのが大前提の公営住宅という形のものになってくる

と、実際、本当に、皆さんおっしゃられるように保証人さんを探すのがまず一番難しいかなというふうな部分も結構あるかと思うんですよ。保証人さんが取れるような人であれば、一般の住宅に入れるんかなと私も思うんですが。

それから、あとは、いかに家賃の保証をどこで持っていくかという部分、非常にこれが一番難しいんで保証人を取っておるといふ部分かと思うんですけれども、なかなかこれ、本当に難しい問題で、つかみどころがない。そうやけれども、これをしてあげないと本当に困っている人が路上生活になりかねやんという部分でもあろうかと思う。そういう部分を何とか解消するためにも、この話を進められる部分であれば進めていただきたいと思います。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。皆さんから様々ご意見をいただきました。私も一言伝えさせていただけるとするならば、私も基本的には山口委員と同じ思いでありまして、結果的に連帯保証人が負担したというの、この件数を見る限り、そんなに多くないところでやはり対応していただいているというのが一つありますし、また、機関保証というのをしっかりと活用することによって、そういったところも賄えていくのかなと。

また、他市の状況を見ても、やはり積極的に活用しているところがある中、三重県内ではどこもないですよというのは、あまり理由にならないのかなと。四日市が率先して三重県をリードしていけばいいことであるかと思しますので、そういった皆さんの思いも少し論点整理シートにまとめるという時間を、また、採決の後にその時間をつくっていただけらと思しますので、よろしく願いをいたします。

この件につきまして、他の意見、よろしいですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、この件につきましてはこの程度させていただきまして、議員間討議を終了とさせていただきます。

では、質疑へと戻ってまいりたいと思います。

資料請求につきましての質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、全体に入っていくのか、もしくはここで終了にするのか、皆さん、ご意見ございましたら。多分、全体に入ればたくさんあるかと思いますが、今日のところはこの辺りで終了とさせていただきます、再開は明日午前10時からということにさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

では、本日はこれを持ちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

16 : 26 閉議